

安芸市の概況

安芸市都市計画マスタープラン

3 章

3. 安芸市の概況	3-1
3.1 現況・見通し	3-1
3.1.1 位置.....	3-1
3.1.2 人口.....	3-2
3.1.3 土地利用	3-8
3.1.4 公共交通	3-20
3.1.5 都市施設・公共施設（都市機能施設）	3-28
3.1.6 産業.....	3-38
3.1.7 地価.....	3-48
3.1.8 災害.....	3-50
3.1.9 歴史・文化.....	3-54
3.1.10 環境.....	3-59
3.1.11 財政.....	3-60
3.2 課題.....	3-63
3.2.1 時代の潮流.....	3-63
3.2.2 法令等の変化	3-63
3.2.3 安芸市都市づくりの課題.....	3-65
3.2.4 都市づくりの施策の評価.....	3-67
3.3 市民意識調査結果	3-68

3. 安芸市の概況

3.1 現況・見通し

3.1.1 位置

概 要

- 行政面積 31,721ha 行政人口 17.5 千人
- 都市計画区域面積 524ha 都市計画区域人口 6.7 千人
- H27 DID 地区面積 170.0ha 人口 5.4 千人(31.8 人/ha)

安芸市は、高知県の東部、北緯 33 度 26 分 20 秒～33 度 43 分、東経 133 度 49 分～134 度 5 分 30 秒に位置し、南は東西 18.6Km の海岸線により土佐湾に面し、南北は 33.5Km あります。北部は四国山地に連なり香美市、馬路村、徳島県那賀郡那賀町に接し、東は安田町、西は香南市、芸西村と接しています。

安芸市の面積は、31,721ha であり、行政区域の一部の 524ha が「安芸都市計画区域」となっています。



図 3-1 安芸市の位置

出典：国土地理院数値情報より作成

表 3-1 安芸都市計画法の適用状況

都市計画区域名	都市名	行政区域		都市計画区域		法適用年月日 (都市計画区域 決定年月日)	区域変更 年月日
		面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)		
安芸	安芸市	31,721	17.5	524	6.7	S11.5.15	S11.5.15
		都市計画区域					
		範囲	面積 (ha)	H17 国調 人口(千人)	H22 国調 人口(千人)	現在人口 (千人)	
		一部	524	8.4	7.9	6.7	

出典：安芸市資料（平成 30 年 3 月 31 日現在）

3.1.2 人口

概要

- 人口ビジョンの将来推計によると、平成 72 年（2060 年）に人口は約 14,000 人まで減少
 - 高齢化率（人口に占める老年人口の割合）は、平成 22 年（2010 年）32.0%から平成 32 年（2020 年）38%まで上昇し、その後は減少
 - 若年層の市外（県外）流出が顕著
 - 人口集中地区（DID 地区）の面積及び人口密度は低下
- ※H27 DID 地区面積 170.0ha 人口 5.4 千人(31.9 人/ha)

(1) 人口・高齢化率の将来見通し

安芸市の人口は、約 17,577 人（平成 27 年国勢調査）です。

安芸市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、基準年度の平成 22 年の 19,544 人から、50 年後の平成 72 年（2060 年）には 9,538 人と半減すると見込まれています。今後は、安芸市の人口減少対策の成果が現れることにより、平成 72 年（2060 年）の人口は約 14,000 人（目標人口）と展望されています。

なお、老年人口（65 歳以上人口）は平成 32 年（2020 年）まで増加し続け、高齢化率（人口に占める老年人口の割合）は、平成 22 年（2010 年）32.0%から平成 32 年（2020 年）38%まで上昇します。その後は、老年人口も減少に転じる予測です。

高齢化率は平成 32 年（2020 年）がピーク（平成 22 年（2010 年）から 6% 増）
その後は減少に転じ平成 72 年（2060 年）は 29.2%（平成 22 年（2010 年）から 2.8% 減）

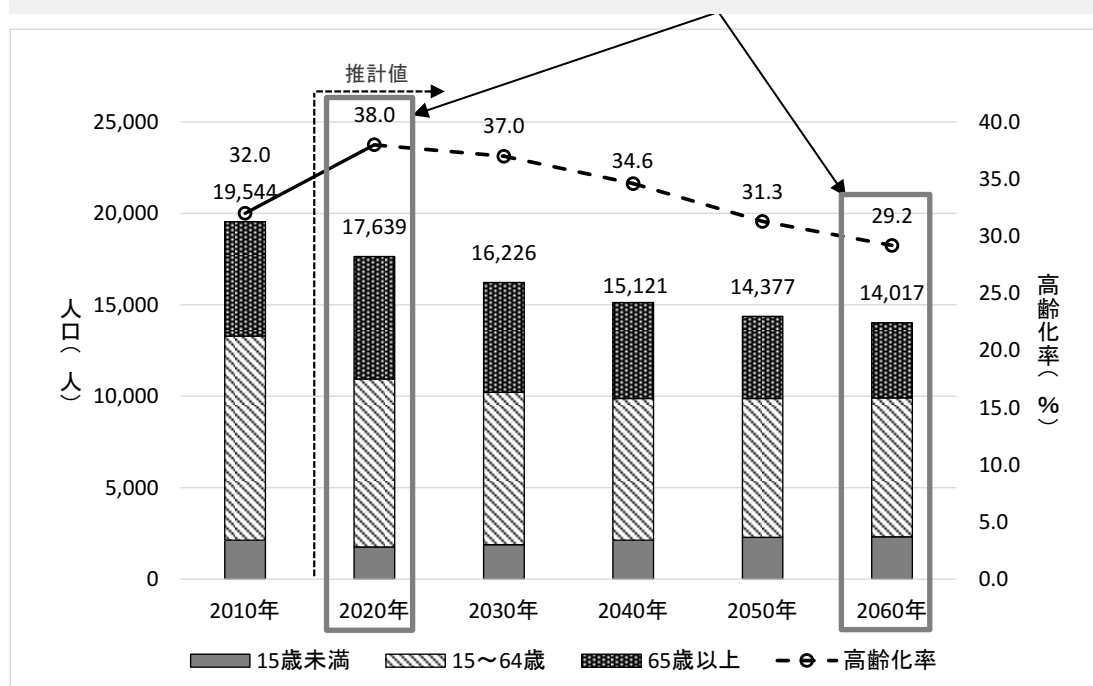


図 3-2 安芸市の人口及び高齢化率の推移

出典：「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」による推計値

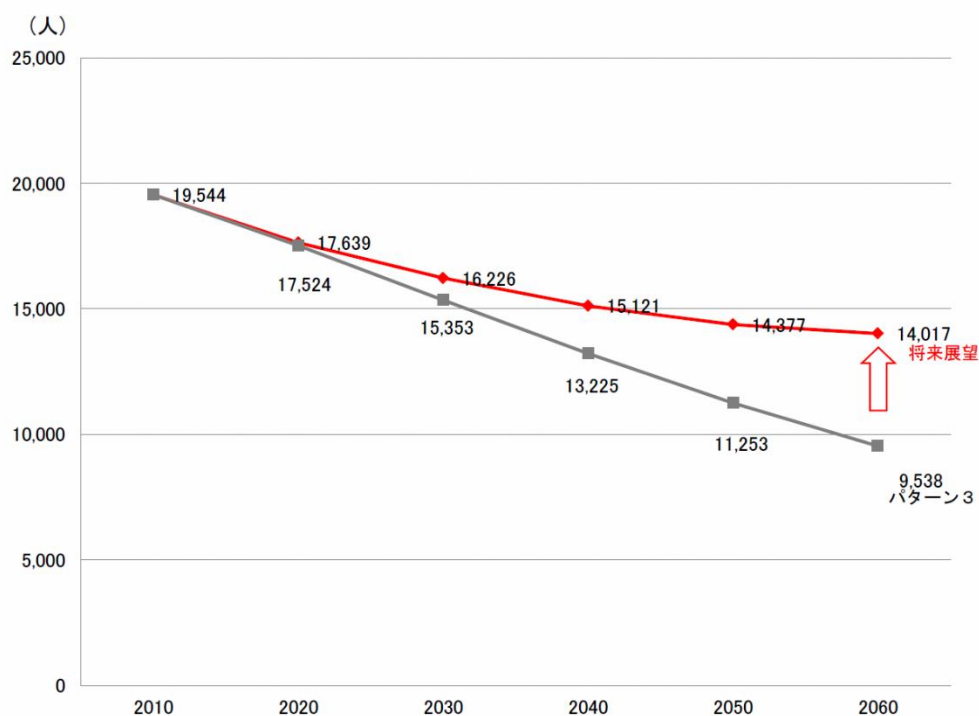


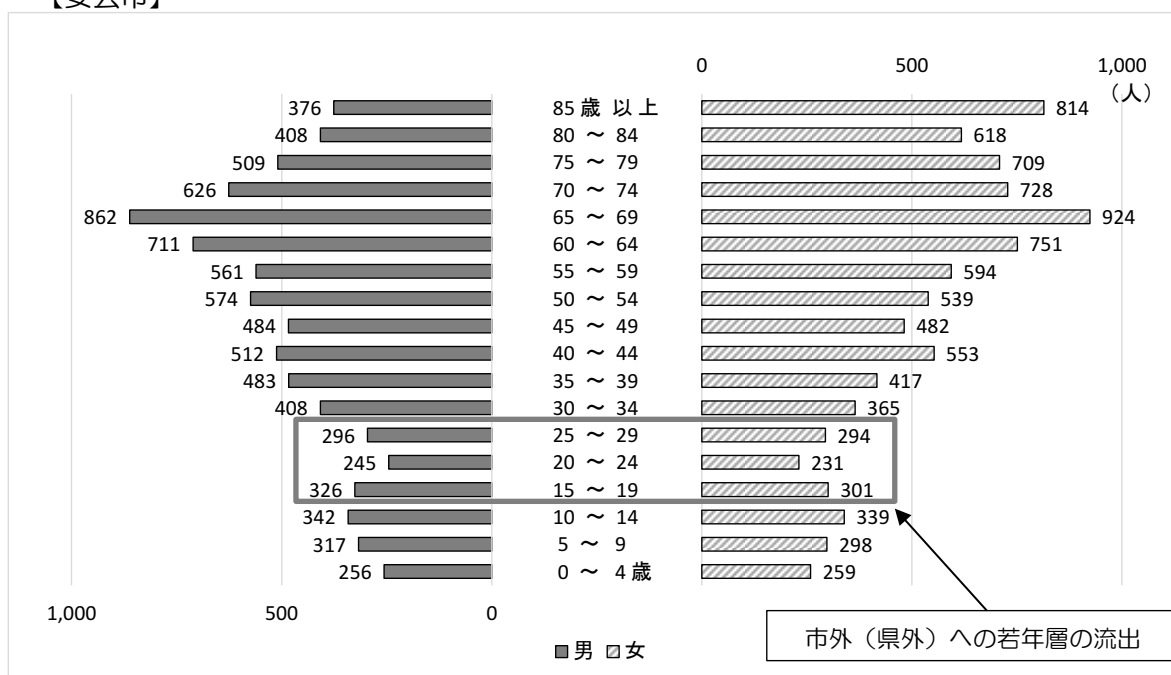
図 3-3 将来展望における人口の推移

出典：「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」による推計値

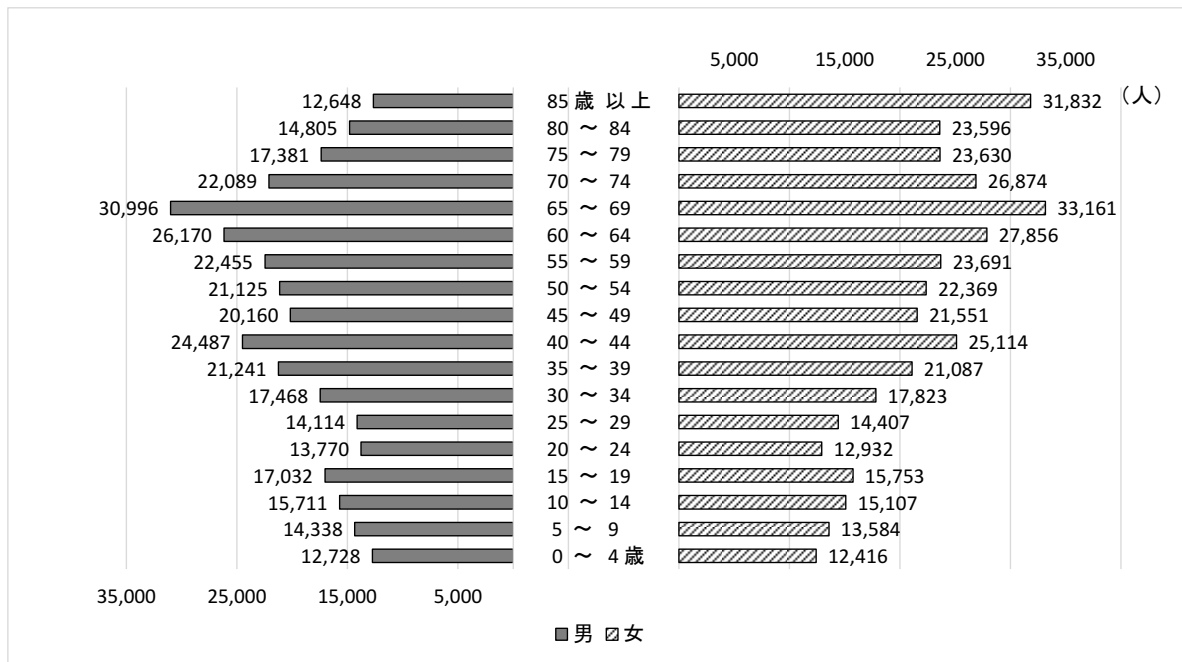
(2) 年齢構成

人口構成を年齢別（平成 27 年国勢調査）にみると、男女ともに 20 代の人口が、比較的少なくなっています。これは高知県下でも同様の傾向となっており、市外（県外）に若年層が流出していることが考えられます。

【安芸市】



【高知県】



【全国】

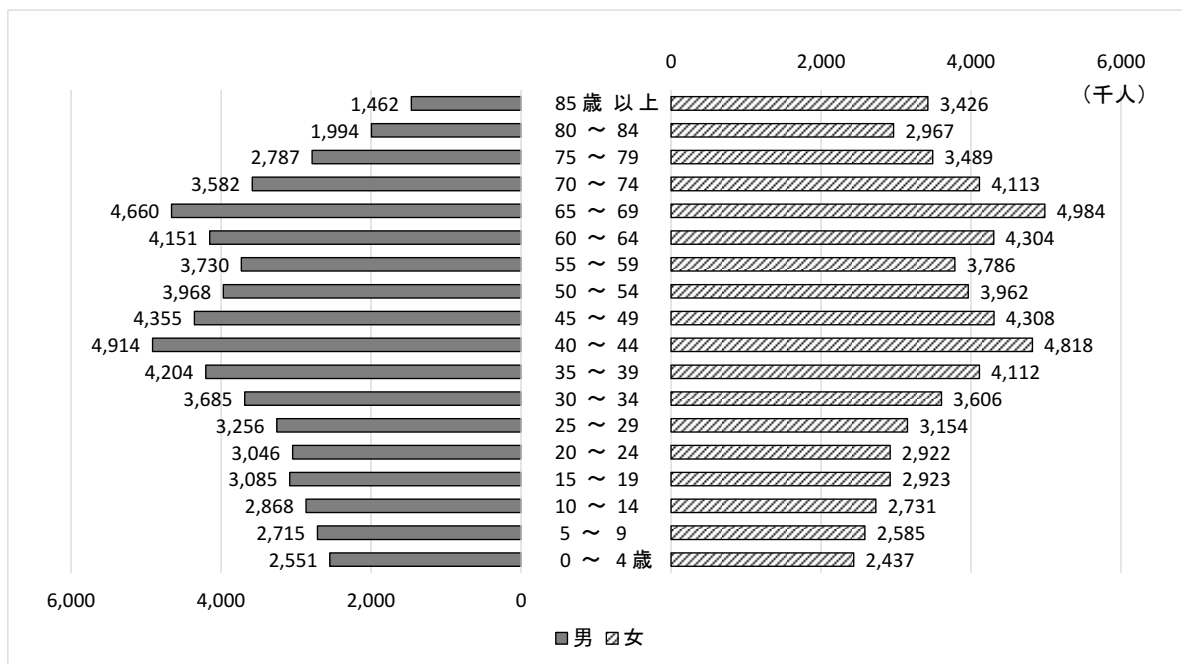


図 3-4 安芸市と高知県・全国の人口ピラミッド比較

出典：安芸市、高知県、全国ともに平成 27 年国勢調査

(3) 地区別人口・地区別世帯数の推移

地区別人口を見ると、安芸町地区がもっとも多く市全体の38.4%（6,732人 平成30年）を占めています。次いで多いのは川北地区であり、以下、井ノ口地区、土居地区、伊尾木地区、赤野地区、穴内地区、東川地区、畑山地区となっています。

地区別人口及び地区別世帯数の推移をみると、人口、世帯数ともに、いずれの地区も減少傾向を示しています。

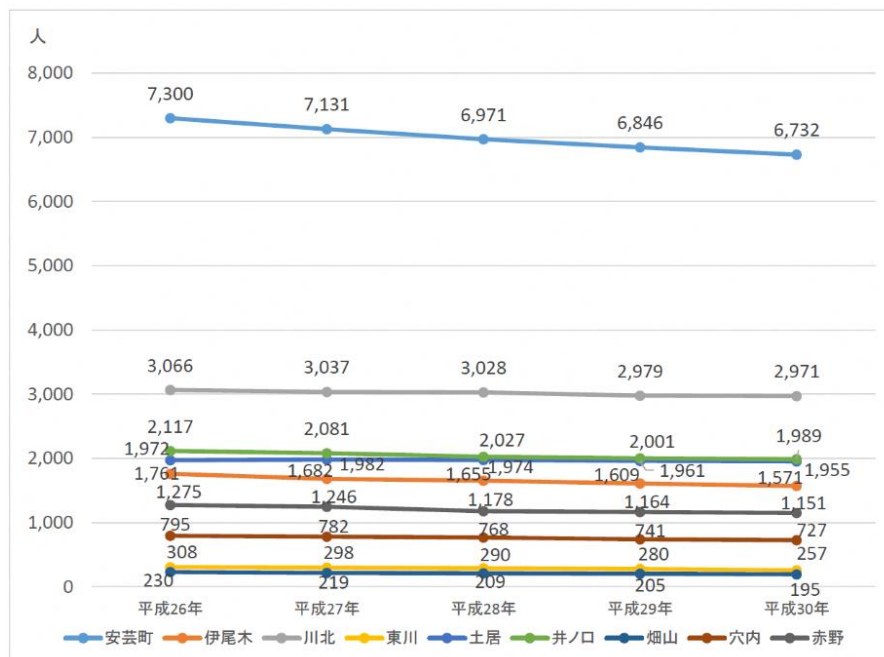


図 3-5 地区別人口の推移

出典：「安芸市の統計データ」

表 3-2 地区別人口

地区名		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
安芸町	人口	7,300	7,131	6,971	6,846	6,732
	世帯数	3,568	3,526	3,473	3,441	3,401
伊尾木	人口	1,761	1,682	1,655	1,609	1,571
	世帯数	812	793	779	772	763
川北	人口	3,066	3,037	3,028	2,979	2,971
	世帯数	1,342	1,347	1,352	1,345	1,358
東川	人口	308	298	290	280	257
	世帯数	177	172	174	171	160
土居	人口	1,972	1,982	1,974	1,961	1,955
	世帯数	841	853	853	847	846
井ノ口	人口	2,117	2,081	2,027	2,001	1,989
	世帯数	929	904	893	898	894
畑山	人口	230	219	209	205	195
	世帯数	127	120	115	114	108
穴内	人口	795	782	768	741	727
	世帯数	323	328	323	317	315
赤野	人口	1,275	1,246	1,178	1,164	1,151
	世帯数	566	557	534	537	539
計	人口	18,824	18,458	18,100	17,786	17,548
	世帯数	8,685	8,600	8,496	8,442	8,384

出典：「安芸市の統計データ」

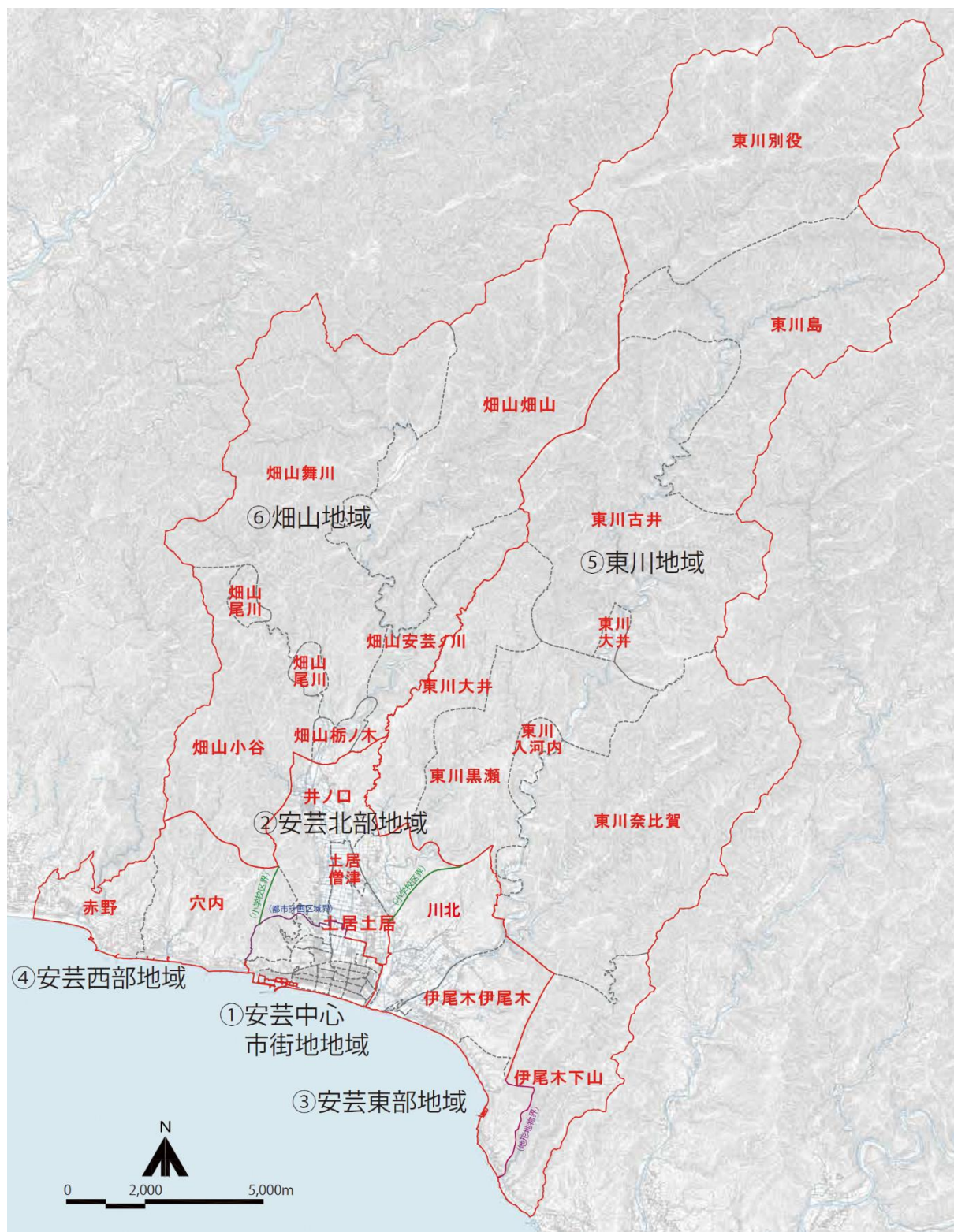


図 3-6 地区区分

出典：国土政策局より作成

(4) DID 地区（人口集中地区）の変遷

DID地区は平成17年に177haでしたが、その後平成22年に175ha、平成27年に170haと減少を続けています。

DID 人口は平成 17 年 6.6 千人であり、その後平成 22 年 6.2 千人、平成 27 年 5.4 千人と減少傾向を示しています。

DID 人口密度は平成 17 年に 37.3 人/ha でしたが、その後平成 22 年 35.4 人/ha、平成 27 年 31.8 人/ha と低下しています。

安芸市は、DID 地区の面積が減少するとともに人口密度が下がっています。

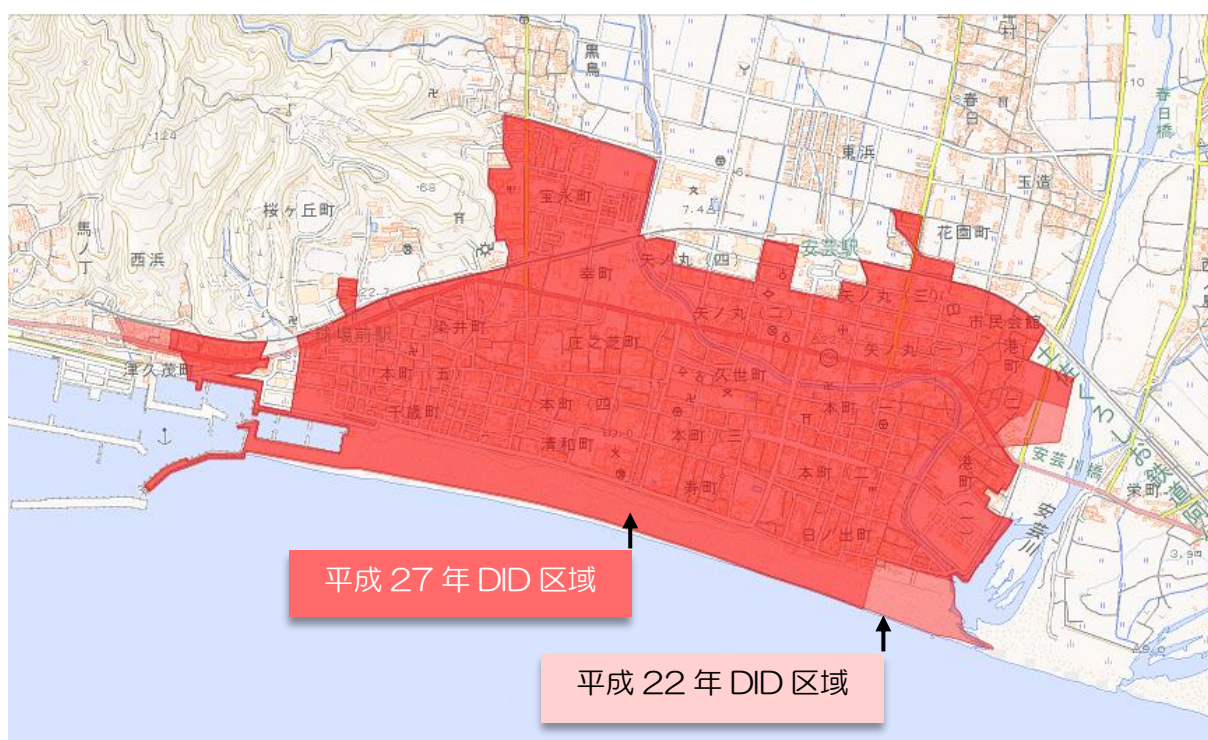


図 3-7 DID 区域（平成 22 年、平成 27 年）

出典：総務省統計局土地分類基本調査（土地履歴調査）国土政策局より作成

表 3-3 安芸市の DID 地区

都市計画区域 区域名	都市名	H17DID 地区		H22DID 地区		H27DID 地区	
		面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)
安芸	安芸市	177.0	6.6	175.0	6.2	170.0	5.4

出典：安芸市資料（平成 30 年 3 月 31 日現在） H27DID（国土地理院数値情報）

3.1.3 土地利用

概 要

○土地利用

- ・自然的土地利用が 94.0%、都市的土地利用が 6.0%
- ・都市的土地利用と自然的土地利用面積の面積構成はほぼ変化がないものの、若干農用地が減少傾向

○土地利用規制

- ・市域及び都市計画区域内の一部に「農業振興地域・農用地区域」「国有林」「地域計画対象民有林」「保安林（「潮害防備保安林」「土砂流出防備保安林」「魚つき保安林」「保健保安林」「水源かん養保安林」）」「県立自然公園」「急傾斜地崩壊危険区域」「砂防指定地」「浸水危険箇所」「景観条例」「海岸保全区域」が指定

(1) 土地利用

安芸市の土地利用について見ると、自然的土地利用が 94.0%、都市的土地利用が 6.0%となっています。安芸市の土地利用は、概ね 9 割弱（88.3%）が森林原野となっています。

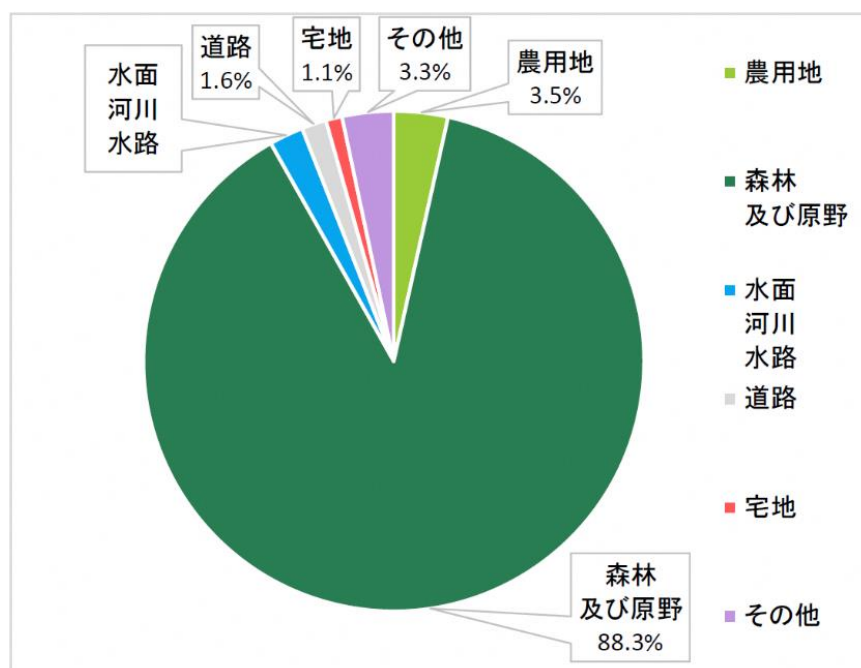


図 3-8 安芸市と土地利用構成

出典：高知県土地利用現況把握調査（平成 17 年度）より作成

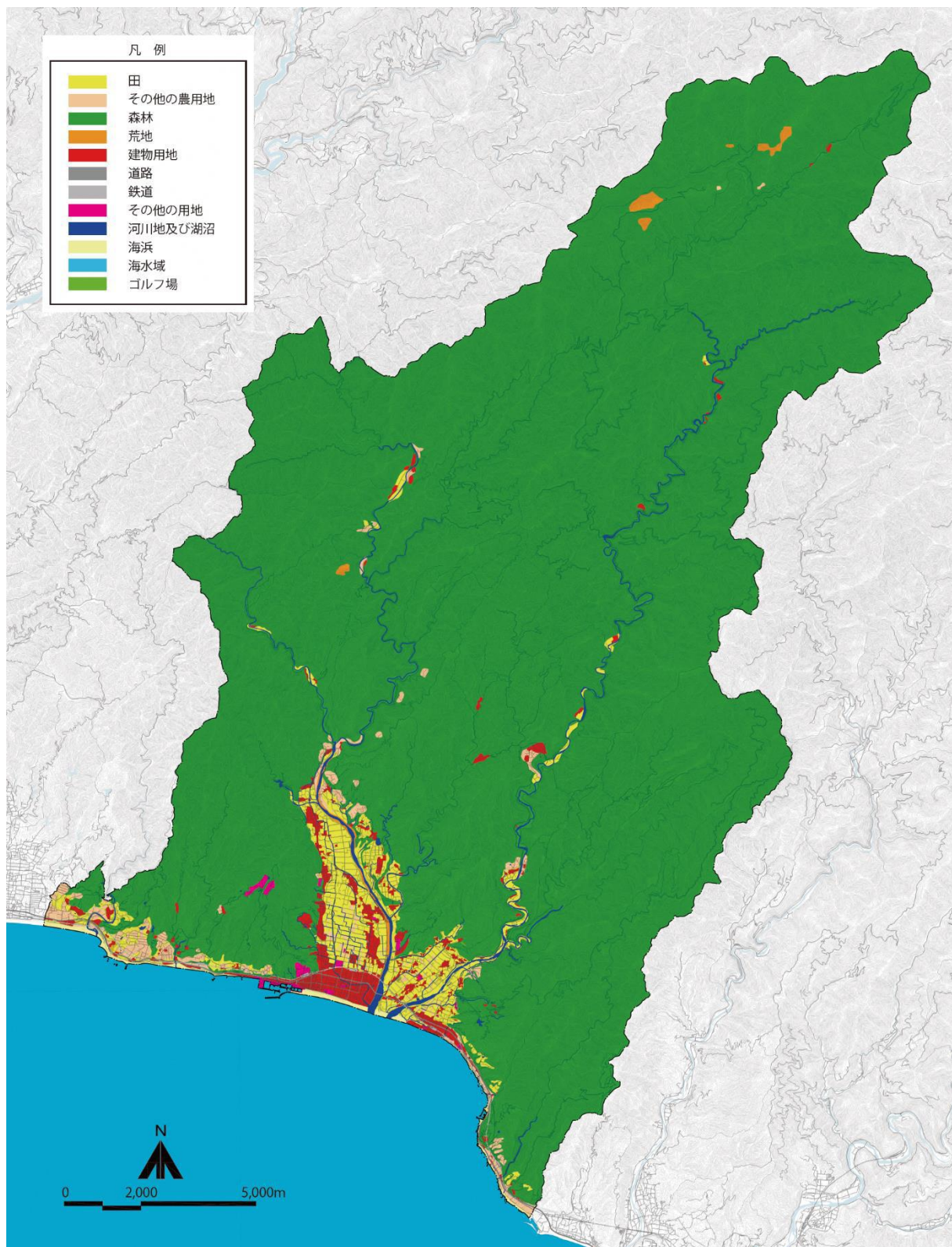


図 3-9 土地利用図（参考図）

出典：国土数値情報（平成 26 年度）、地理院地図航空写真より作成

表 3-4 安芸市土地利用面積の推移（平成 7 年～平成 16 年）

単位 ：上段 ha 下段%	自然的土地利用				都市的土地利用				合計
	農用地	森林 及び原 野	水面 河川 水路	小計	道路	宅地	その他	小計	
平成 7 年	1,237	27,778	714	29,729	461	333	1,211	2,005	31,734
	3.9%	87.5%	2.2%	93.7%	1.5%	1.0%	3.8%	6.3%	100%
平成 8 年	1,218	27,696	713	29,627	468	345	1,294	2,107	31,734
	3.8%	87.3%	2.2%	93.4%	1.5%	1.1%	4.1%	6.6%	100%
平成 9 年	1,189	27,780	712	29,681	468	344	1,241	2,053	31,734
	3.7%	87.5%	2.2%	93.5%	1.5%	1.1%	3.9%	6.5%	100%
平成 10 年	1,165	27,779	711	29,655	468	347	1,264	2,079	31,734
	3.7%	87.5%	2.2%	93.4%	1.5%	1.1%	4.0%	6.6%	100%
平成 11 年	1,152	27,778	696	29,626	469	349	1,290	2,108	31,734
	3.6%	87.5%	2.2%	93.4%	1.5%	1.1%	4.1%	6.6%	100%
平成 12 年	1,124	27,778	694	29,596	485	350	1,303	2,138	31,734
	3.5%	87.5%	2.2%	93.3%	1.5%	1.1%	4.1%	6.7%	100%
平成 13 年	1,117	27,778	694	29,590	489	353	1,302	2,144	31,734
	3.5%	87.5%	2.2%	93.2%	1.5%	1.1%	4.1%	6.8%	100%
平成 14 年	1,109	27,771	700	29,580	489	332	1,333	2,154	31,734
	3.5%	87.5%	2.2%	93.2%	1.5%	1.0%	4.2%	6.8%	100%
平成 15 年	1,106	27,772	701	29,579	490	332	1,333	2,155	31,734
	3.5%	87.5%	2.2%	93.2%	1.5%	1.0%	4.2%	6.8%	100%
平成 16 年	1,108	28,033	700	29,841	505	334	1,054	1,893	31,734
	3.5%	88.3%	2.2%	94.0%	1.6%	1.1%	3.3%	6.0%	100%

出典：高知県土地利用現況把握調査（平成 17 年度）より作成

表 3-5 （参考）都市計画区域における土地利用現況面積（調査範囲 385.4ha）

区分			都市計画区域（ha）
自然的土地利用	農用地	田	45.2
		畑	38.4
	山林		52.5
	原野		1.1
	水面		28.9
	計		166.2
都市的土地利用	宅 地	住宅用地	67.2
		商業用地	24.2
		工業用地	10.3
		小計	101.7
	都市運営		5.9
	文教厚生		20.7
	道路用地		45.0
	交通施設用地		10.8
	公共緑地		8.5
	計		192.7
その他	その他 A		19.8
	その他 B		6.6
	その他 C		0.1
	計		26.5
都市計画区域面積			385.4
可住地			223.2
非可住地			162.2

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

(2) 土地利用規制

安芸市の土地利用規制は、市域及び都市計画区域内の一部に「農業振興地域・農用地区域」「国有林」「地域計画対象民有林」「保安林（「潮害防備保安林」「土砂流出防備保安林」「魚つき保安林」「保健保安林」「水源かん養保安林）」」「県立自然公園」「急傾斜地崩壊危険区域」「砂防指定地」「浸水危険箇所」「景観条例」「海岸保全区域」が指定されています。

表 3-6 都市計画区域内の法規制の指定状況

分 類		名 称	指定 年月日	面積(ha)	備考
国土利用計画法	農業地域	—	—	333.11	(2 箇所)
農業振興地域の整備 に関する法律	農用地区域	—	—	128.16	(5 箇所)
森林法	森林地域	—	—	139.03	(5 箇所)
	国有林	—	—	—	
	保安林	—	—	0.49	(1 箇所)
	地域森林計画対象民有林	—	—	138.88	(5 箇所)
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	指定なし			
	自然環境保全地域	指定なし			
自然公園法	国立公園				
	国定公園				
	県立自然公園	手結住吉県立 自然公園地域		310.00	
都市緑地保全法	都市緑地保全地区	指定なし			
急傾斜地崩壊による 災害の防止に関する 法律	急傾斜地崩壊危険区域	一ノ谷	H10.12.22	1.47	
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域	指定なし			
地すべり等防止法	地すべり防止区域	指定なし			
砂防法	砂防指定地	江の川	S50.4.30		
建築基準法	災害危険区域				
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	指定なし			
工場立地法	工場適地	指定なし			

出典：平成 25 年都市計画基礎調査

○農用地区域

- ・市域のほぼ全域が農業振興地域に指定されています。農用地区域は市街地の北部及び東部一帯に指定されています。

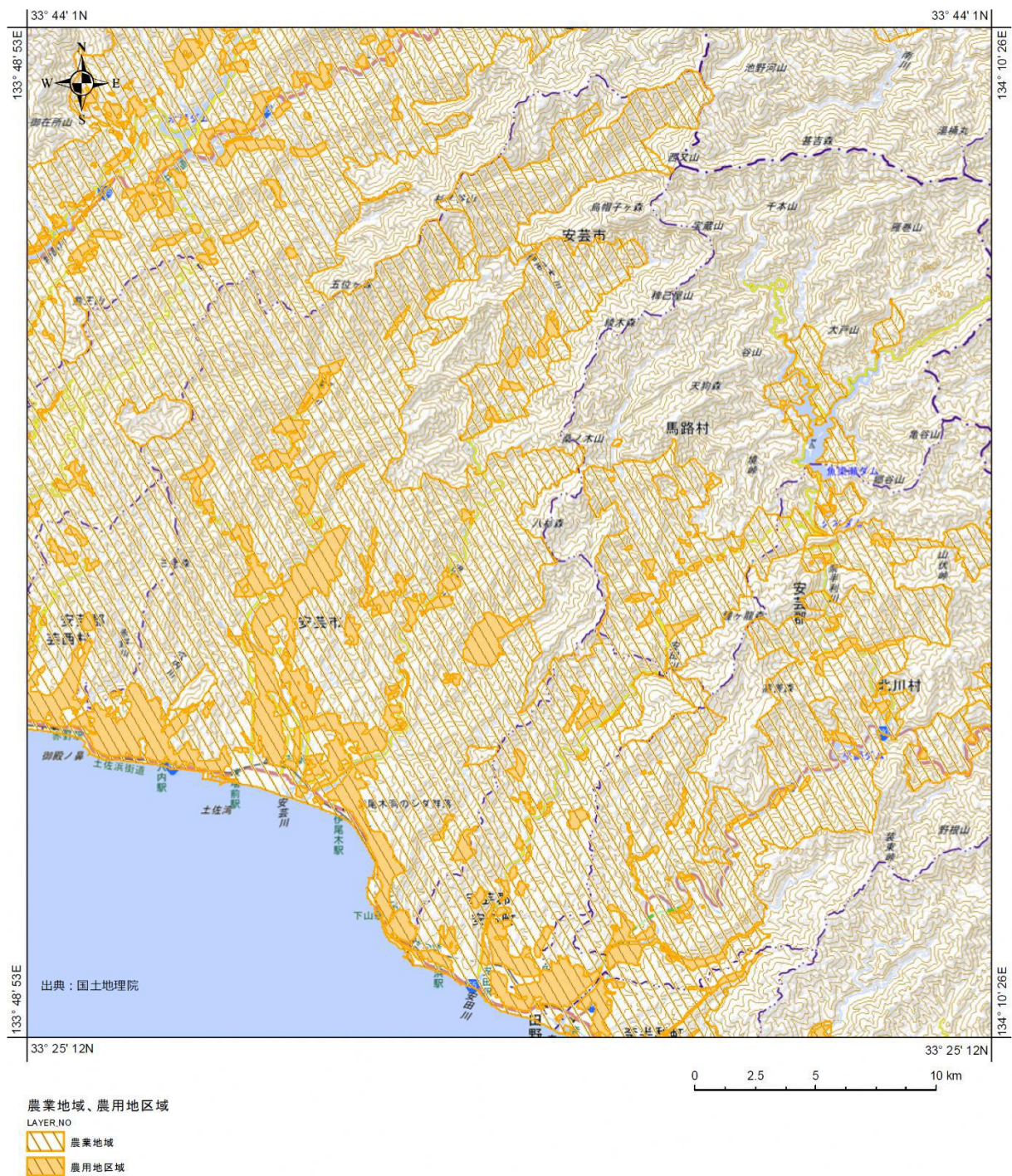


図 3-10 農業地域（参考図）

出典：国土数値情報（平成 28 年度）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○国有林

- ・安芸市の北部に国有林が指定されています。

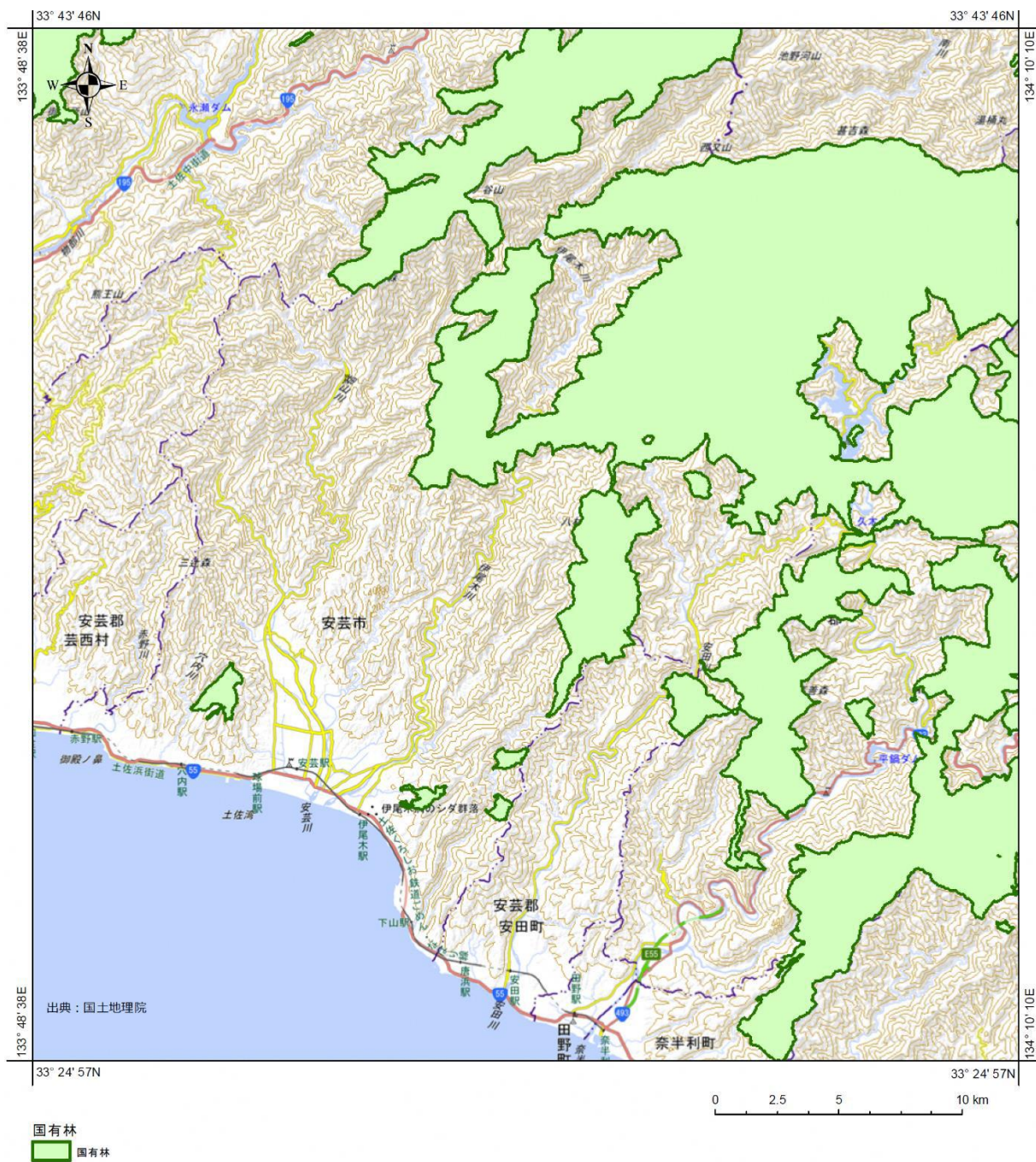


図 3-11 国有林（参考図）

出典：国土数値情報（平成 23 年度）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○地域計画対象民有林

- ・北部の一部と市街地を除き、広い範囲で地域計画対象民有林が指定されています。

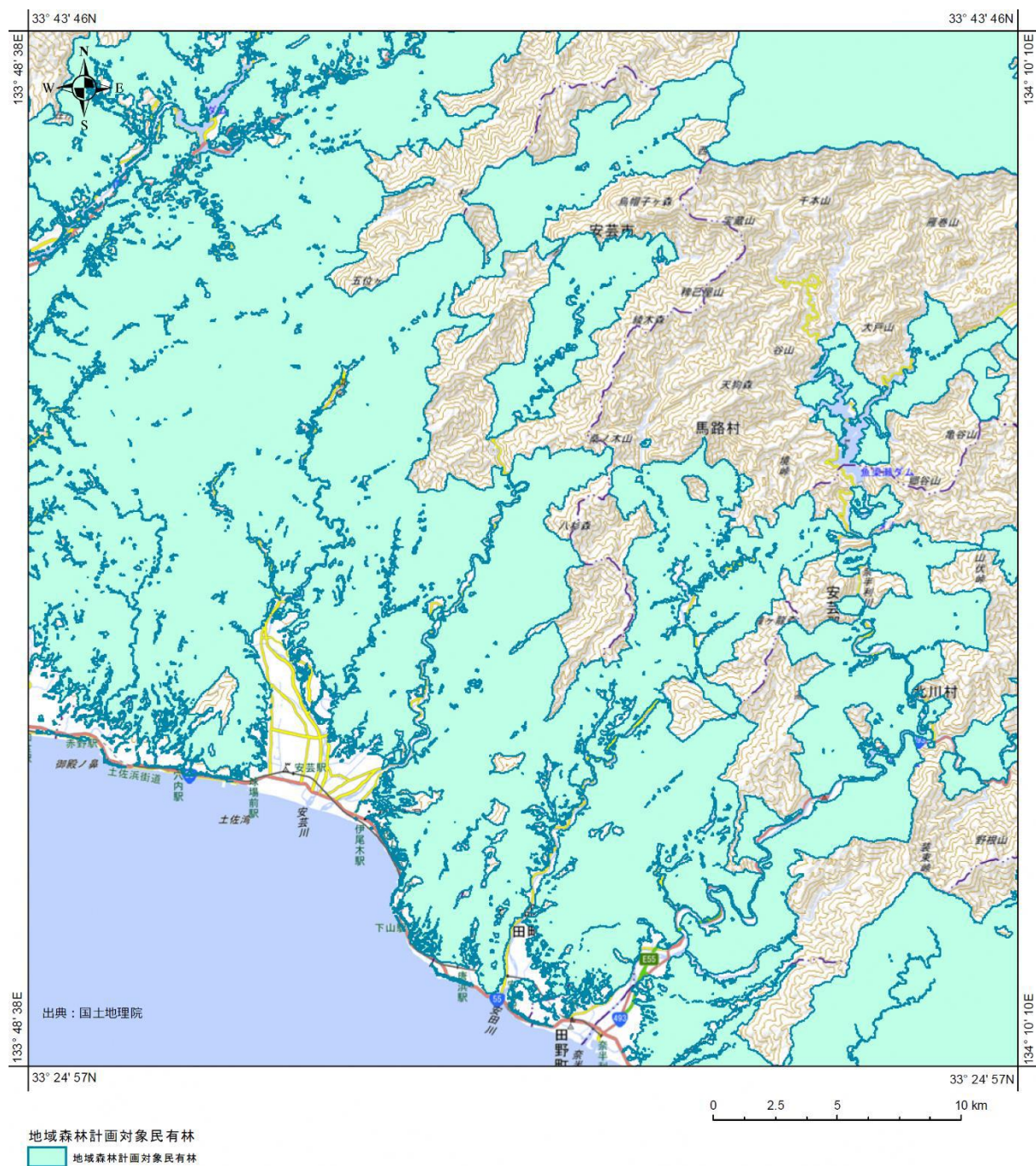


図 3-12 地域計画対象民有林（参考図）

出典：国土数値情報（平成 23 年度）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○保安林

- ・安芸市では、「潮害防備保安林」「土砂流出防備保安林」「魚つき保安林」「保健保安林」「水源かん養保安林」の指定があります。

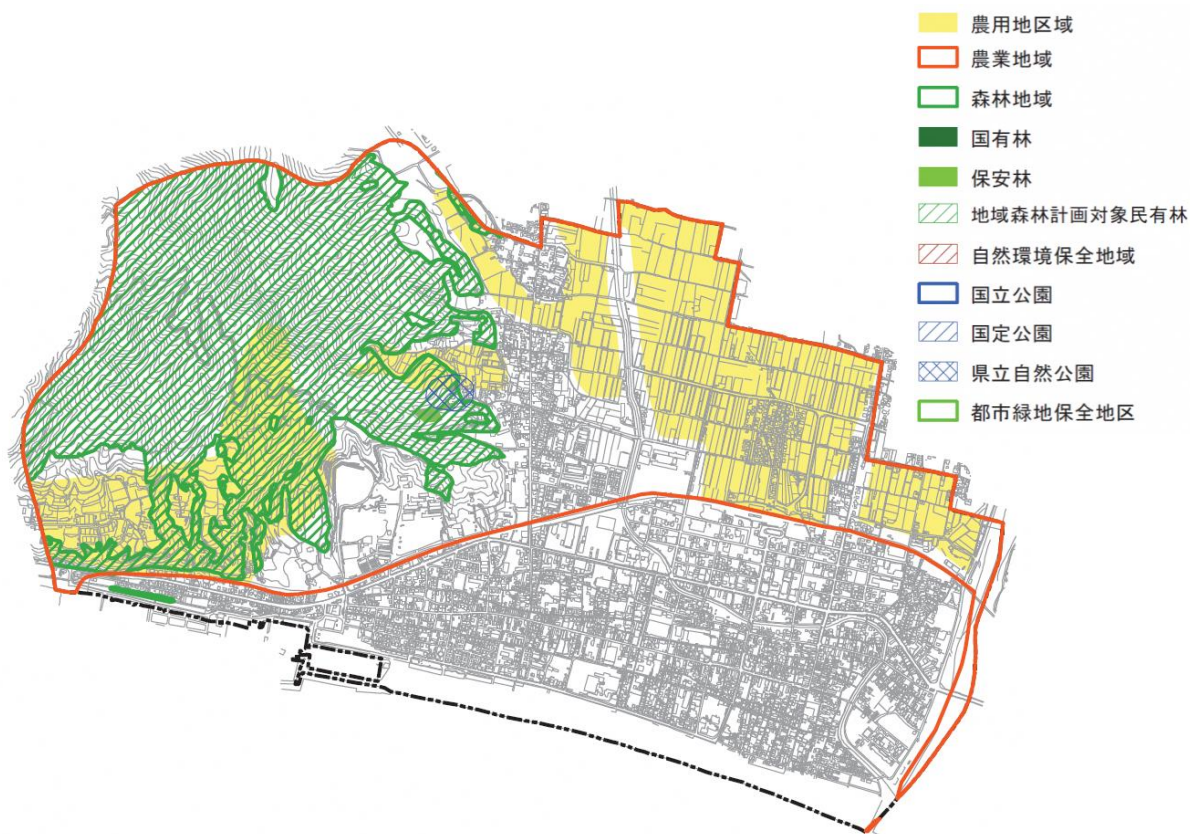


図 3-13 自然環境関連法適用図

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

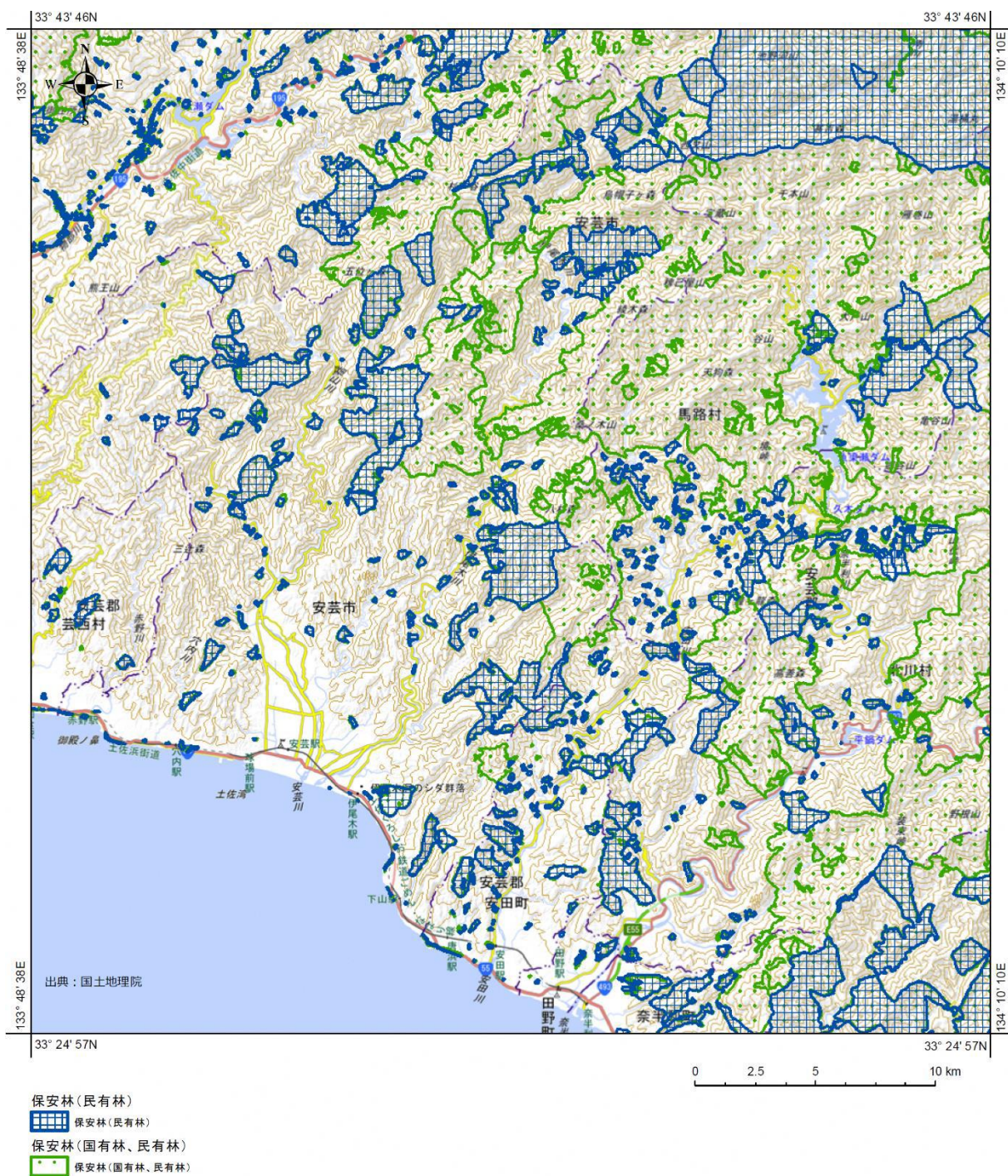


図 3-14 保安林（国有林・民有林）（参考図）

出典：国土数値情報（平成 23 年度）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○自然公園

- ・土居廊中地区及び内原野地区等に手結住吉県立自然公園（普通地域）が指定されています。
- ・国立公園、国定公園の指定はありません。

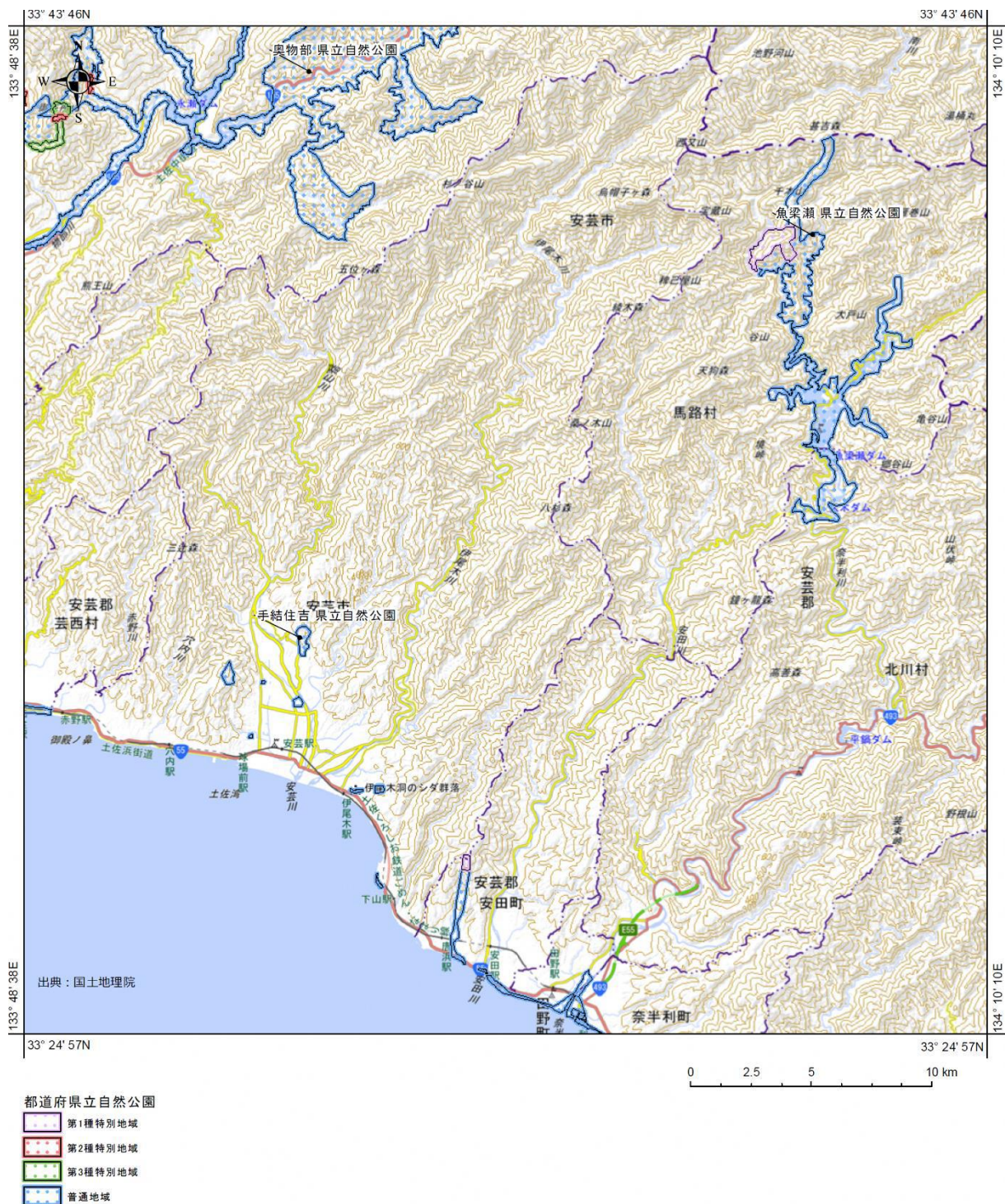


図 3-15 自然公園（参考図）

出典：国土数値情報（平成 28 年度）（高知県）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○急傾斜地崩壊危険区域

- ・都市計画区域内の西部の一部に急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。

○砂防指定地

- ・都市計画区域内の山間地の一部に砂防指定地が指定されています。



図 3-16 防災関連法適用図

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

○海岸保全区域

- ・海岸保全区域の指定が、安芸漁港付近にあります。

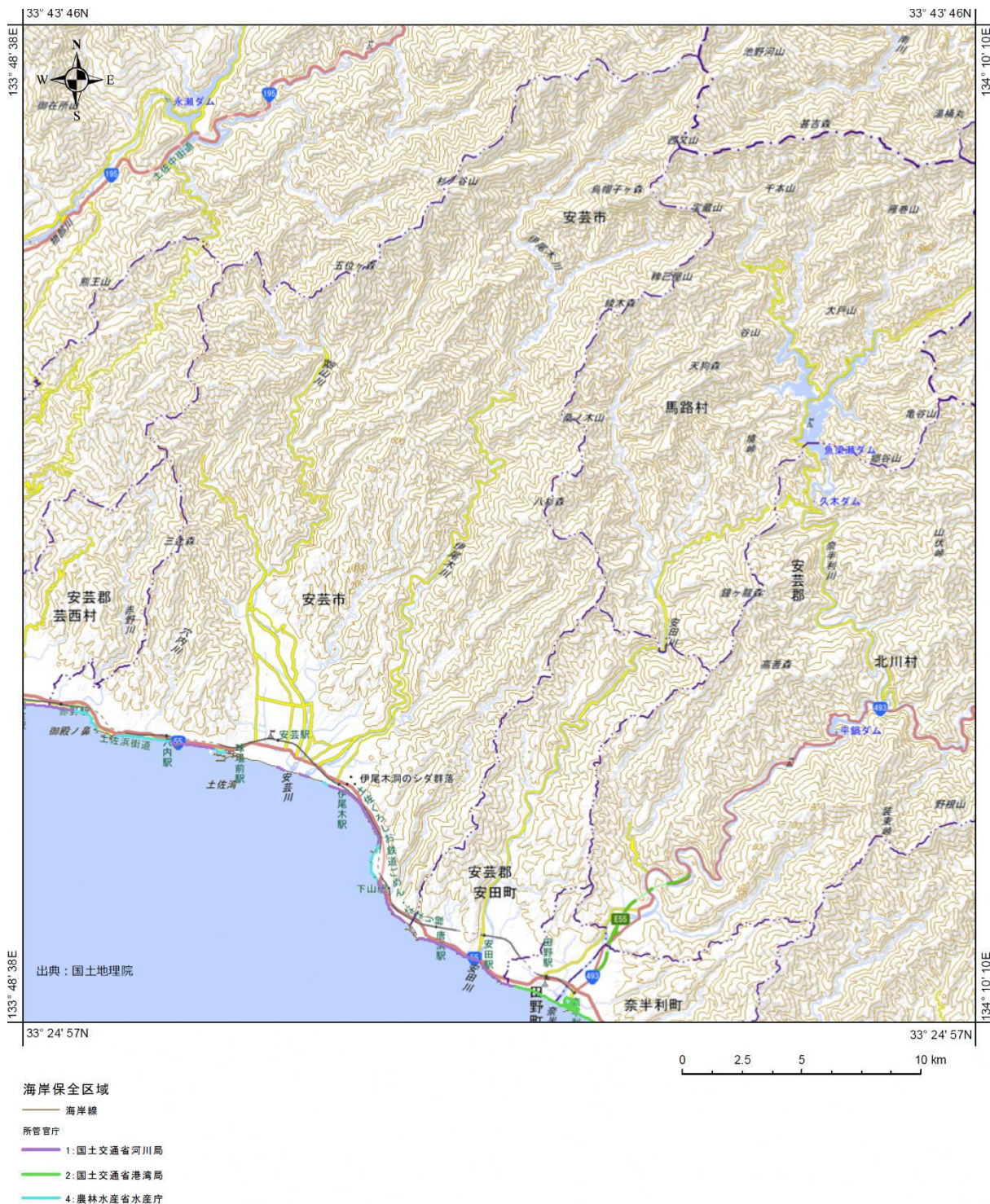


図 3-17 海岸保全区域（参考図）

出典：国土数値情報（平成 18 年度）（高知県）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○景観条例

- ・「安芸市まちづくり景観条例」により、都市景観を形成しています。

3.1.4 公共交通

概 要

○県道

- ・県道の道路改良率は平成 25 年度末で 36.0%と県内平均の 60.9%より低水準
- ・対向車とすれ違いのできない狭小な箇所も存在

○市道

- ・市道の道路改良率は平成 25 年度末で 37.9%と県内市町村平均の 44.2%より低水準
- ・橋梁などの道路構造物の老朽化対策や南海トラフ地震に対する倒壊防止対策の必要な施設が存在

○高規格道路

- ・今後、阿南安芸自動車道が整備（安芸西 I.C.、安芸中 I.C.、安芸東 I.C.）

○鉄道

- ・鉄道ごめん・なはり線（阿佐線）は、通勤・通学路線、生活路線、観光鉄道として 1 日約 1,300 人（平成 29 年）が利用
- ・沿線人口の減少に伴う利用者減が見込まれており、今後は鉄道の利用促進に向けた取り組みが必要

○路線バス

- ・利用者数は約 2.4 万人（平成 28 年）で、増減を示しつつ、ほぼ横ばい傾向
- ・元気バス（平成 14 年 7 月運行開始）は、東川・畑山など 7 路線で運行し、高齢者などの通院や買い物に欠かせない交通手段として市内を広域にカバー

(1) 交通基盤

① 県道

県道の道路改良率は平成 25 年度末で 36.0%と県内平均の 60.9%を大きく下回っています。山間部では、1.5 車線の整備や落石防止対策が進められていますが、依然として崩壊や落石による通行止めが多発しているほか、対向車とのすれ違いのできない狭小な箇所も残っています。

平野部では、県道安芸物部線・高台寺川北線などが整備され、交通利便性が大きく向上しています。

② 市道

市道の道路改良率は平成 25 年度末で 37.9%と県内市町村平均の 44.2%を下回っています。このため、緊急性や重要性、財源対策などを踏まえながら、計画的な整備に努める必要があります。

建設してから相当の年月が経過して、十分な機能を発揮できなくなった橋梁などの道路構造物の老朽化対策や南海トラフ地震に対する倒壊防止対策も講じていくことが必要な施設があります。

東部広域地域においては、現在、高知東部自動車道（高知南国道路、南国安芸道路）、阿南安芸自動車道の整備が進んでいます。

川 鎌田 天神
20 度

高知 伊野 土佐 高知中央 高知南 高知龍馬空港 高知西 高知東 安芸中 安芸東 安芸西 安芸南 雲南のいち 雲南かがみ 雲南やす 雲西 雲西東 雲西

5.8km 安芸道路

400m 北川道路 2-2 工区

約24km 牟岐～野根

約13km 約9km 約9km

H22 5.0km

奈半利～安芸 北川奈半利道路 和田～安芸 野根～安芸

2020 年度 H26 6.2km H28 4.7km H25 4.1km H24 3.5km H22 2.2km H20 2.9km H18 3.9km H16 8.5km

15.0km 高知南国道路

21.0km 南国安芸道路

36km 高知東部自動車道

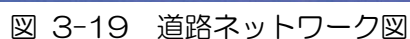
110km 阿南安芸自動車道

計画段階評価完了 (H26) 都市計画調査 (H27～) 都市計画手続 (H29～)

調査中 (H27～)

計画段階評価中 (H25～) 【地方小委員会】
第1回: H25.12
第2回: H26.5
第3回: H30.1
第4回: H30.11

出典：「高知県東部広域地域公共交通網形成計画（素案）」（平成 30 年 12 月 高知県東部広域地域公共交通協議会）



3-21

(2) 主要道路の交通量

安芸市内の12時間交通量をみると、東西を結ぶ国道55号は1万台を超える交通量があります。特に、安芸タイガース球場前から安芸川左岸側の市道や県道との交差点が集中する市街地においては、迂回できる道路がなく混雑多発箇所が存在するなど交通が集中している状況にあります。

一方、市街地から外れた山間部においては、千台未満になっています。

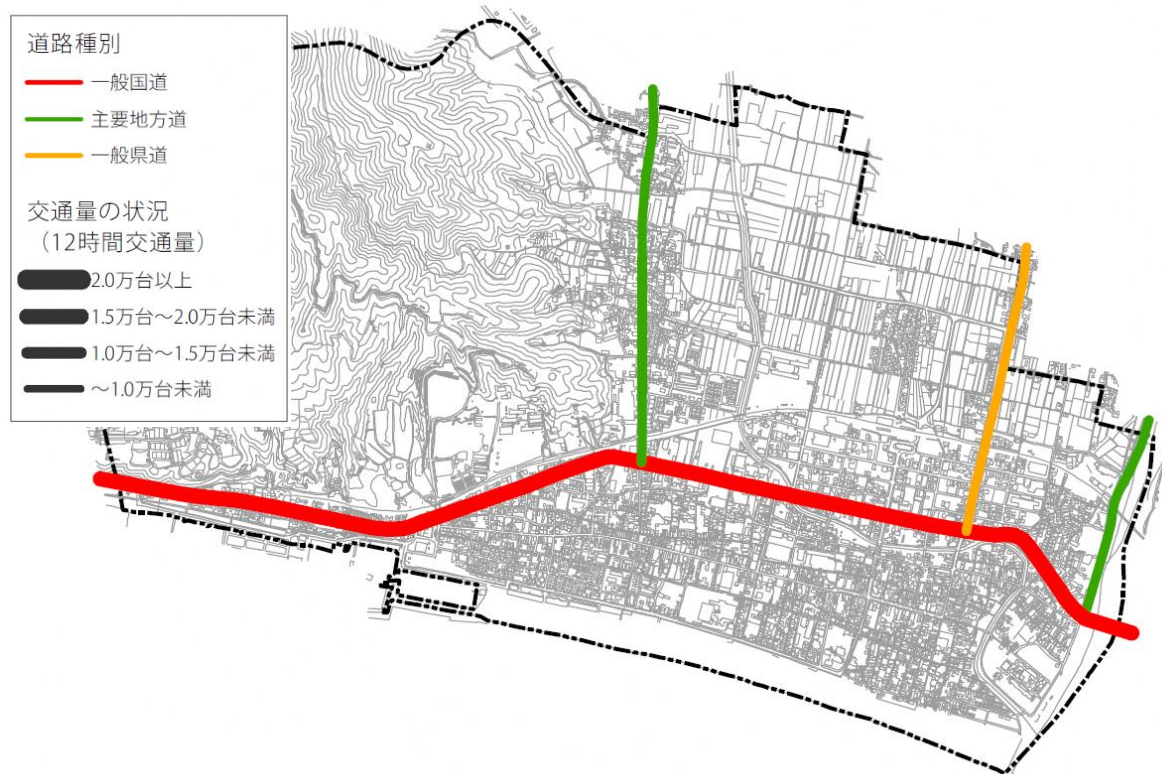


図 3-20 主要道路交通量現況図

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

表 3-7 主要道路断面交通量

路線名	地点名	都市 計画 区域	区間延長 (km)	12時間交通量			24時間 交通量	12時間 混雑度	ピーク比 率
				計	乗用車	貨物車類			
一般国道55号	下山字長田237-2		6.2	10,595	9,814	781	12,714	0.76	10.6
一般国道55号	伊尾木字地代坊693-1		0.9	13,440	12,321	1,119	16,087	1.14	10.5
一般国道55号	伊尾木字地代坊693-1		0.3	13,440	12,321	1,119	16,087	1.50	10.5
一般国道55号	伊尾木字地代坊693-1		0.2	13,440	12,321	1,119	16,087	1.50	10.5
一般国道55号	伊尾木字地代坊693-1	○	0.3	13,440	12,321	1,119	16,087	1.36	10.5
一般国道55号	伊尾木字地代坊693-1	○	0.5	13,440	12,321	1,119	16,087	1.57	10.5
一般国道55号	伊尾木字地代坊693-1	○	1.1	13,440	12,321	1,119	16,087	1.57	10.5
一般国道55号	伊尾木字地代坊693-1	○	7.9	13,440	12,321	1,119	16,087	1.20	10.5
安芸物部線		○	1.6	1,757	1,708	49	2,196	0.23	11.5
安芸物部線			1.5	1,757	1,708	49	2,196	0.23	11.5
安芸物部線			1.6	797	720	77	996	0.19	13.3
安芸物部線			0.4	1,757	1,708	49	2,196	0.23	11.5
安芸物部線			1.4	794	718	76	1,008	0.15	13.3
安芸物部線			6.5	794	718	76	1,008	0.15	13.3
安芸物部線	土居940 安芸市書道美術館付近	○	1.9	2,360	2,241	119	2,997	0.30	13.3
安芸物部線	土居940 安芸市書道美術館付近		0.9	2,360	2,241	119	2,997	0.30	13.3
安芸物部線	土居940 安芸市書道美術館付近		2.6	2,360	2,241	119	2,997	0.30	13.3
安芸物部線			0.4	794	718	76	1,008	0.16	13.3
大久保伊尾木線			17.6	191	169	22	231	0.06	16.3
大久保伊尾木線			5.8	899	840	59	1,088	0.06	12.9
奈比賀川北線			4.4	936	772	164	1,133	0.29	11.7
奈比賀川北線			1.0	605	487	118	768	0.44	13.7
奈比賀川北線			1.0	605	487	118	768	0.44	13.7
奈比賀川北線			1.8	965	796	169	1,226	0.29	11.7
畑山栃木線			14.0	133	83	50	161	0.05	12.8
黒岩東浜線			2.3	193	176	17	245	0.01	15.7
黒岩東浜線			0.0	3,646	3,453	193	4,558	0.47	13.2
黒岩東浜線		○	1.6	3,646	3,453	193	4,558	0.47	13.2
宮ノ上川北線			0.2	109	97	12	138	0.01	16.1
宮ノ上川北線			4.2	109	97	12	138	0.01	16.1
宮ノ上川北線			1.4	745	717	28	946	0.10	13.5
宮ノ上川北線			1.0	745	717	28	946	0.10	13.5
高台寺川北線			1.3	1,557	1,420	137	1,977	0.25	13.6
高台寺川北線			0.4	1,557	1,420	137	1,977	0.24	13.6
高台寺川北線			1.1	404	394	10	513	0.91	11.8

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

(3) 利用交通手段

平成 22 年の 15 歳以上通勤・通学者の利用交通手段をみると、高知県においては自家用車が 69.4%を占めて最も多く、次いで、自転車(13.4%)、徒歩だけ(6.6%)の順となっています。公共交通機関である鉄道・電車は 4.7%、乗合バスは 1.1%にとどまっています。

市町村別にみると、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の沿線市町村は、鉄道の利用率が比較的高く、それ以外の地域（室戸市、東洋町、馬路村等）は、乗合バスの利用率が比較的高い状況です。また、馬路村では徒歩だけ及び乗合バスの利用率が他の市町村に比べて突出して高くなっています。

安芸市についてみると、自家用車は 67.0%と比較的高くなっています。また、自転車利用が 16.4%であり、東部広域地域では最も高い利用率となっています。

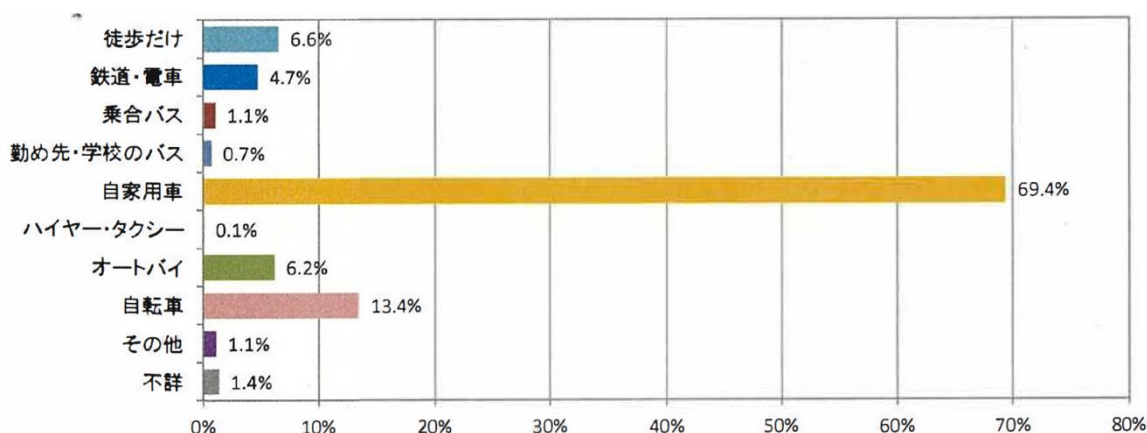


図 3-21 15 歳以上通勤・通学者の利用交通手段（平成 22 年）

出典：高知県東部広域地域公共交通網形成計画（素案）（平成 30 年 12 月高知県東部広域地域公共交通協議会）

	徒歩だけ	鉄道・電車	乗合バス	勤め先・学校のバス	自家用車	ハイヤー・タクシー	オートバイ	自転車	その他	不詳
室戸市	7.3%	0.5%	2.1%	1.4%	68.8%	0.1%	6.3%	13.3%	2.1%	1.8%
安芸市	7.2%	5.5%	0.8%	0.8%	67.0%	0.1%	4.4%	16.4%	1.1%	1.1%
南国市	6.3%	4.8%	1.0%	0.4%	68.3%	0.1%	7.5%	13.8%	0.5%	1.1%
香南市	5.8%	5.3%	0.6%	0.6%	72.4%	0.1%	5.8%	12.3%	1.3%	1.5%
東洋町	5.9%	1.5%	2.4%	1.1%	67.5%	0.0%	2.4%	12.2%	3.1%	7.3%
奈半利町	6.8%	6.2%	1.7%	1.5%	67.1%	0.1%	5.4%	13.6%	2.8%	1.0%
田野町	8.7%	3.1%	2.0%	0.6%	68.2%	0.0%	5.6%	14.2%	1.9%	2.5%
安田町	5.4%	7.9%	1.8%	1.9%	75.1%	0.1%	4.8%	6.7%	1.6%	0.3%
北川村	10.3%	4.0%	1.6%	2.8%	69.6%	0.0%	4.0%	11.5%	4.0%	2.0%
馬路村	24.7%	5.4%	4.8%	1.1%	61.8%	0.0%	5.4%	6.3%	2.5%	0.2%
芸西村	5.4%	9.6%	1.5%	0.7%	72.9%	0.0%	2.8%	10.6%	1.1%	1.1%

図 3-22 市町村別 15 歳以上通勤・通学者の利用交通手段（平成 22 年）

出典：高知県東部広域地域公共交通網形成計画（素案）（平成 30 年 12 月高知県東部広域地域公共交通協議会）

(4) 公共交通

① 鉄道

鉄道ごめん・なはり線（阿佐線）は、通勤・通学路線、生活路線、観光鉄道として 1 日約 1,300 人（平成 29 年）が利用しています。

県及び沿線市町村では、経営安定化に向けて基金を造成し、赤字補てんなどの支援を行っています。今後沿線人口の減少など利用者の減少が見込まれており、沿線住民や近隣自治体が一体となったマイルール意識の向上や鉄道の利用促進に向けた取り組みを進める必要があります。

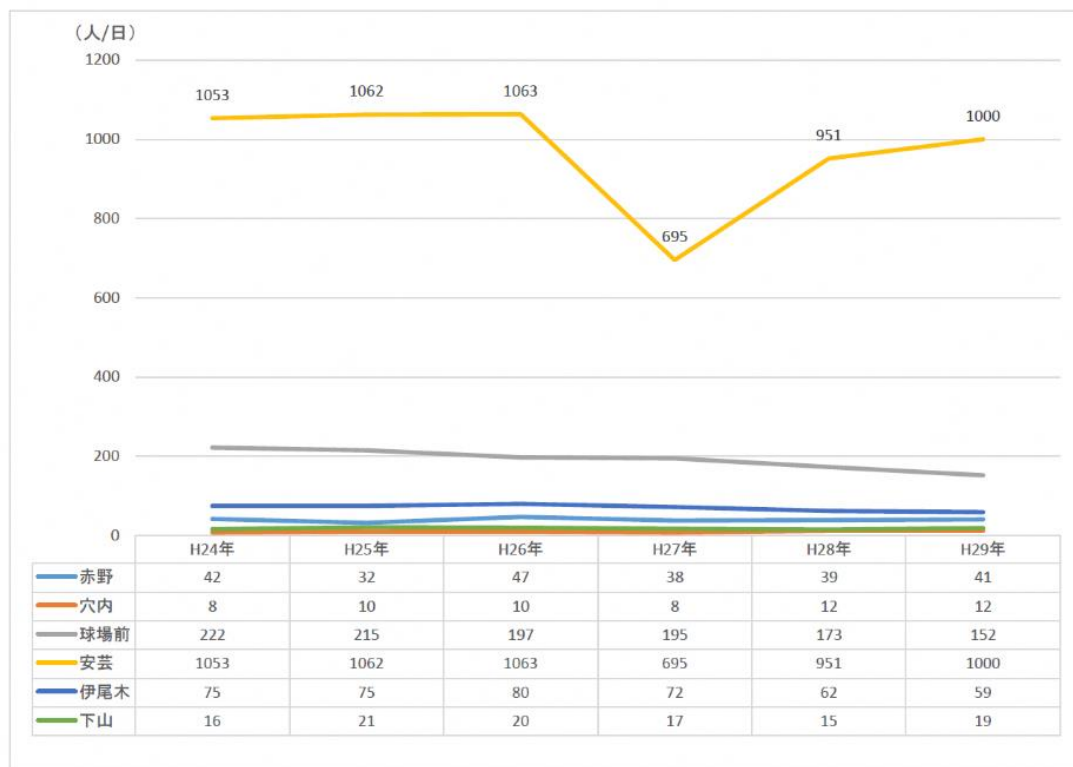


図 3-23 土佐くろしお鉄道（ごめん・なはり線（阿佐線））乗降客数

出典：国土数値情報駅別乗降客数データ（国土交通省）
 （鉄道事業者提供資料（平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度）

② 路線バス

路線バスは、高知から安芸間をとさでん交通が、安芸から室戸・甲浦間及び馬路間を高知東部交通が運行しています。

過疎化の進展やごめん・なはり線との競合などによって利用客は減少傾向にありますが、公共交通確保のため、国・県・関係自治体が赤字補てんを行い、路線を維持しています。

ごめん・なはり線の開業にあわせて平成 14 年 7 月に運行を開始した元気バスは、東川・畑山など 7 路線で運行しています。元気バスは、高齢者などの通院や買い物に欠かせない交通手段となっています。

利用者数は平成 23 年に約 2.4 万人でした。以降、増減を示しつつ平成 28 年には約 2.4 万人となっています。

高齢化や過疎化により地域公共交通の役割はますます重要となっており、住民の利便性を確保しつつ、持続可能で効率的な運行を図る必要があります。

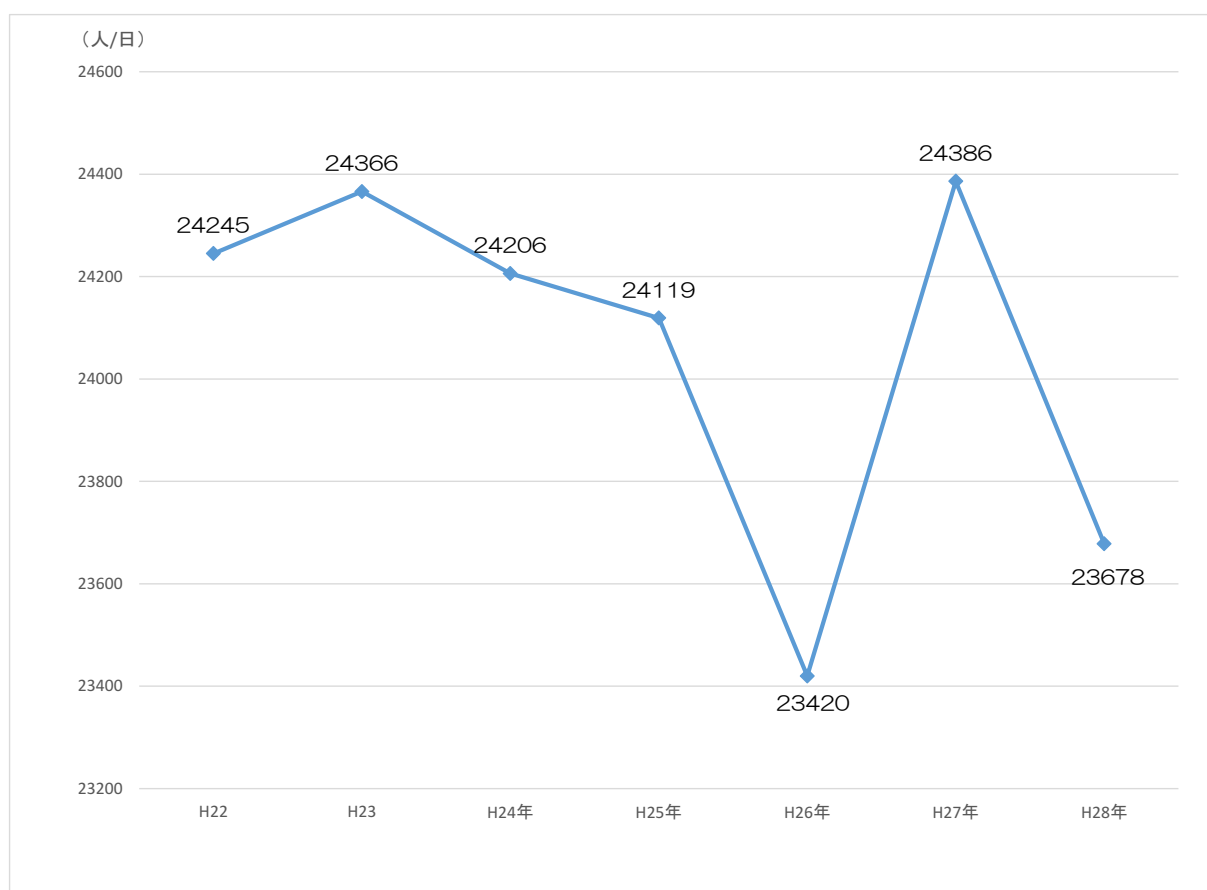


図 3-24 安芸市元気バス利用者数

出典：安芸市資料

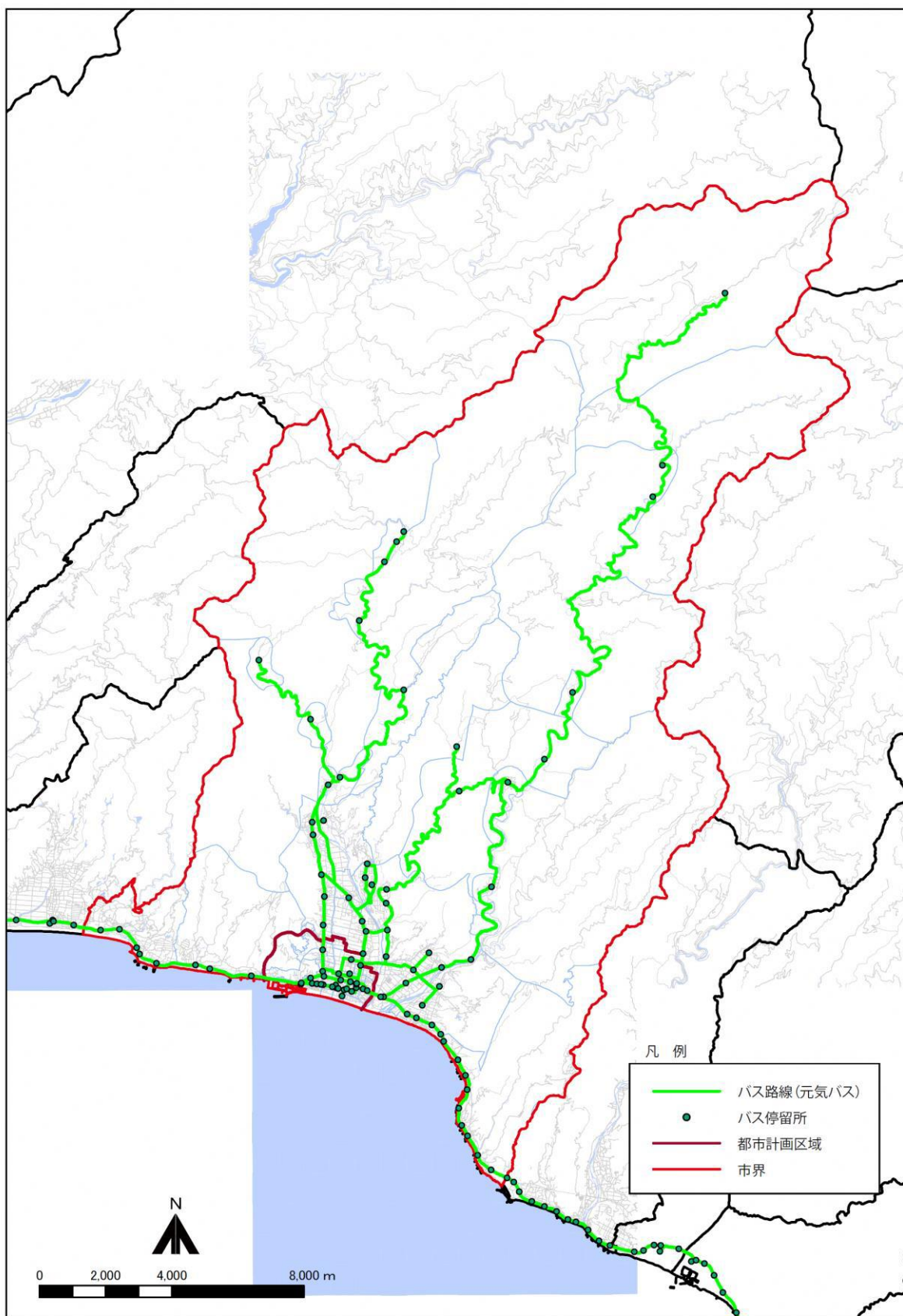


図 3-25 安芸市元気バス路線図

出典：安芸市資料

3.1.5 都市施設・公共施設（都市機能施設）

概 要

【都市施設】

○駅前広場

- ・安芸駅において県が計画決定

○道路

- ・8路線が都市計画決定
- ・整備済み(供用率 100%)が2路線、未着手3路線、供用率約 22%～約 66%が5路線

○都市計画公園・都市計画緑地

- ・8カ所のうち、6カ所が整備済み、西八幡公園と安芸広域公園が一部供用
- ・都市計画緑地は、1カ所（伊尾木川緑地）であり、供用率 8%

○公共処理施設

- ・上水道普及率（上水道、簡易水道、飲用水供給施設）は人口の 96%（平成 13 年度）
- ・公共下水道の全体計画は約 400ha であり、都市計画区域内は 170ha が計画決定され、供用は 169ha
- ・農村部は、地域ごとに農村集落排水事業、その他山村や点在集落は、合併浄化槽事業で対応

○市場

- ・安芸漁業荷捌所があり、供用率 100%

○土地区画整理事業

- ・土地区画整理事業が 31.3ha であり、施行済み

【公共施設（都市機能施設）】

- ・公共施設としては、安芸市役所をはじめ、市民会館、市民体育館、運動公園、市民図書館、歴史民俗資料館、書道美術館等のほか、公民館（19 館）・集会所及び高知県安芸総合庁舎が整備
- ・高知県安芸総合庁舎は、高知県東部地域の防災拠点として災害対策支部及び災害医療対策支部を設置することとなる防災上の重要拠点
- ・医療施設として高知県東部地域唯一の中核医療機関である高知県立あき総合病院
- ・福祉施設として健康ふれあいセンター、デイサービスセンター等
- ・教育施設としては安芸高等学校、安芸桜ヶ丘高等学校をはじめ、中学校 3 校、小学校 9 校が運営（合併検討中）
- ・中山間地域では、東川集落活動センターかまん東川（東川公民館）にて「生活支援サービス」「健康づくり活動」「鳥獣被害対策」「観光交流・定住サポート」「農林水産物の生産・販売」「特産品づくり・販売（新しい商品の開発、販売）」「その他の活動」が実施

(1) 駅前広場

駅前広場は安芸駅において計画されています。

表 3-8 駅前広場

駅名	鉄道名	駅前広場面積(m ²)		乗降客 (人/日)	都市計画 道路名	計 画 決 定			供用率
		計画	供用			年 月 日	種別	番号	
安芸駅	土佐くろしお鉄道阿佐線	4,000	-	952	東浜本線	S47.4.25	県	263	-
〃(廃止)	土佐電気鉄道安芸線(廃止)	2,000	2,000	-	本町線	S47.3.30	市	22	100.0%

出典：安芸市資料（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(2) 道路

都市計画道路は、8 路線が都市計画決定されています。このうち、東浜本線と高知徳島線が整備済み(供用率 100%)となっています。

未着手が 3 路線、供用率約 22%～約 66%が 5 路線あります。

表 3-9 都市計画道路整備状況

番号	名称	延長 (m)	車 線 数	幅 員 (m)	整備状況						最終告示			備考
					計画 (m)	改良済 (m)	概成済 (m)	事業中 (m)	未着手 (m)	供用率 (%)	年月日	種 別	番号	
1 4 1	南国安芸線	6,340	4	21	6,340			6,340		0.0	H22. 4.13	県	230	
1 6 2	安芸中央線	5,800	2	11	5,800			5,800		0.0	H23. 12.16	県	787	
3 4 3	東浜本線	720	2	16	720	720				100.0	S61.1 2.16	県	751	
3 5 1	高知徳島線	2,960	2	15	2,960	2,960				100.0	H11. 6.4	県	383	
3 5 2	井ノ口線	1,100	2	12	1,100		430		670	39.1	S47.4 .25	県	263	
3 5 4	本町線	1,620	2	12	1,620	350			1,270	21.6	H4.7. 14	市	66	
3 5 5	海岸線	1,700	2	12	1,700	740			960	43.5	H1.2. 22	市	8	
3 5 6	中央線	470	2	12	470	240			230	51.1	S47.3 .30	市	22	
3 5 7	土居線	1,220	2	12	1,220	800			420	65.6	H4.6. 23	県	351	
3 5 8	安芸中央イ ンター線	800	2	14	800			800		0.0	H23. 12.16	県	787	

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

(3) 都市計画公園・都市計画緑地

都市計画公園は、8カ所が都市計画決定されています。このうち、6カ所が整備済みとなっており、西八幡公園と安芸広域公園が一部供用中です。

都市計画緑地は、伊尾木川緑地 1カ所があり、供用率 8%です。

表 3-10 都市計画公園・都市計画緑地の整備状況

番 号			名 称	計画決定面積				開設面積				最 終 告 示			
				計	A	B	C	計	A	B	C	年 月 日	種 別	番号	供用率
2	2	1	朝霧公園	0.18			0.18	0.18			0.18	S47.11.27	市	70	100%
2	2	2	橋の元公園	0.17			0.17	0.17			0.17	S47.11.27	市	70	100%
2	2	3	江ノ川中公園	0.25			0.25	0.25			0.25	S47.11.27	市	70	100%
2	2	4	江ノ川上公園	0.25			0.25	0.25			0.25	H23.12.16	市	169	100%
2	2	5	港公園	0.27			0.27	0.27			0.27	H27.3.26	市	43	100%
5	5	1	西八幡公園	15.10			15.10	5.06			5.06	H28.3.29	市		34%
7	3	1	大山岬公園	1.80			1.80	1.80			1.80	H20.12.26	市	192	100%
9	6	1	安芸広域公園	146.60			146.60	8.60			8.60	H12.4.14	県	307	6%
				164.62			164.62	16.58			16.58				

番号	名 称	計画決定面積				開設面積				最終告示				
		計	A	B	C	計	A	B	C	年月日	種別	番号	供用率	
1	伊尾木川緑地	28.20			28.20	2.20			2.20	S59.3.31	県	180	8%	
合計		28.20			28.20	2.20			2.20					

出典：安芸市資料（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(4) 供給処理施設

【上水道】

安芸市の上水道普及率は、上水道、簡易水道、飲用水供給施設をあわせて、人口の 96%（平成 13 年度）に供給しています。

【下水道】

ほとんどの排水は、側溝、用水路を経て河川へと流出しています。

公共下水道は、昭和 56 年 2 月、市街地の旧安芸町、土居、井ノ口、川北、伊尾木の人口集中地区約 400ha を全体計画としています。その内、都市計画区域内 170ha が計画決定されており、供用は 169ha となっています。

都市計画区域外の農村部では、地域ごとに農村集落排水事業、その他山村や点在集落は、合併浄化槽事業で対応しています。

表 3-11 公共下水道の状況

方式	計 画 決 定									
	排水区域 (h a)				処理区域 (ha)	下水管渠 (m)	ポンプ場		処理場	
	計	A	B	C			数	面積 (m ²)	数	面積 (m ²)
分流	170			170	170	47,772	3	1,430	1	27,700
	供 用									
	排水区域 (h a)				処理区域 (ha)	下水管渠 (m)	ポンプ場		処理場	
	計	A	B	C			数	面積 (m ²)	数	面積 (m ²)
	169			169	169	47,494	2	1,090	1	27,700
	最終告示			供用率	供用率	供用率	供用率	供用率		
	年月日	種別	番号	排水区域	処理区域	下水管渠	ポンプ場	処理場		
	41548	市	164	99.4%	99.4%	99.4%	76.2%	100.0%		

出典：安芸市資料（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(5) 市場

安芸漁業荷捌所が供用されています。

表 3-12 市場の状況

名 称	計画決定		供用状況		最 終 告 示			供用率
	面積 (ha)	処理能力 (t/日)	面積 (ha)	処理能力 (t/日)	年月日	種 別	番 号	
安芸漁業荷捌所	0.2	3.0	0.2	3.0	S54.3.31	市	11	100%

出典：安芸市資料（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(6) 市街地再開発・開発許可状況

土地区画整理事業が 31.3ha あり、施行済みとなっています。

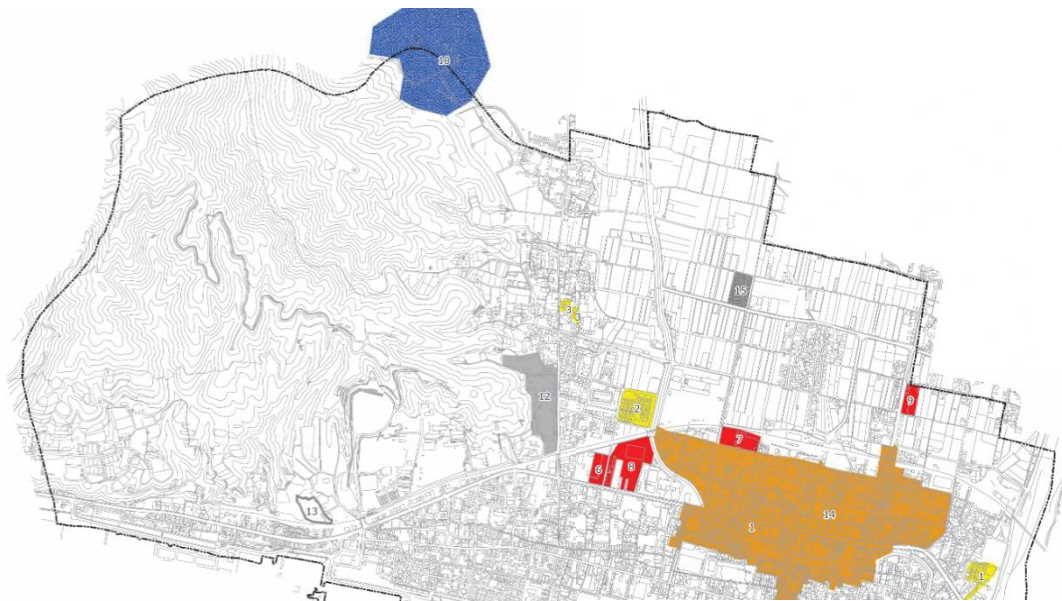


図 3-26 土地区画整理事業・開発許可状況図

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

表 3-13 土地区画整理事業の状況

都市計画決定		合 計											
		施 行 済						施 工 中					
数	面積 (ha)	計		A		B		C		計		A	
		数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
1	31.3	1	31.3					1	31.3				
土地区画整理法による事業													
1	31.3	合計		施 行 済				施 工 中				公共団体施行	
		計		A		B		C		計		A	
		数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
		1	31.3	1	31.3					1	31.3		

出典：安芸市資料（平成 30 年 3 月 31 日現在）

表 3-14 開発許可の状況

許可期間	開発許可件数（件）					開発許可面積（㎡）				
	住居系	商業系	工業系	その他	計	住居系	商業系	工業系	その他	計
～昭和 63 年	2	0	1	0	3	12,856	0	128,036	0	140,892
平成元年～平成 5 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 6 年～平成 10 年	1	0	0	0	1	3,663	0	0	0	3,663
平成 11 年～平成 15 年	0	1	0	1	2	0	6,146	0	36,954	43,100
平成 16 年～平成 20 年	2	2	0	0	4	32,394	18,190	0	0	50,583
平成 21 年～平成 25 年	0	1	0	4	5	0	5,056	0	45,328	50,383

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

(7) 公共施設（都市機能施設）

公共施設としては、安芸市役所をはじめ、市民会館、市民体育館、運動公園、市民図書館、歴史民俗資料館、書道美術館等のほか、公民館（19 館）・集会所及び高知県安芸総合庁舎が整備されています。高知県安芸総合庁舎は、高知県東部地域の防災拠点として災害対策支部及び災害医療対策支部を設置することとなる防災上の重要拠点です。

医療施設としては、高知県東部地域唯一の中核医療機関である高知県立あき総合病院があります。

福祉施設としては、健康ふれあいセンター、デイサービスセンター等があります。

教育施設としては、安芸高等学校、安芸桜ヶ丘高等学校をはじめ、中学校 3 校、小学校 9 校が運営されています。（施設数は本市全域、休校を除く）

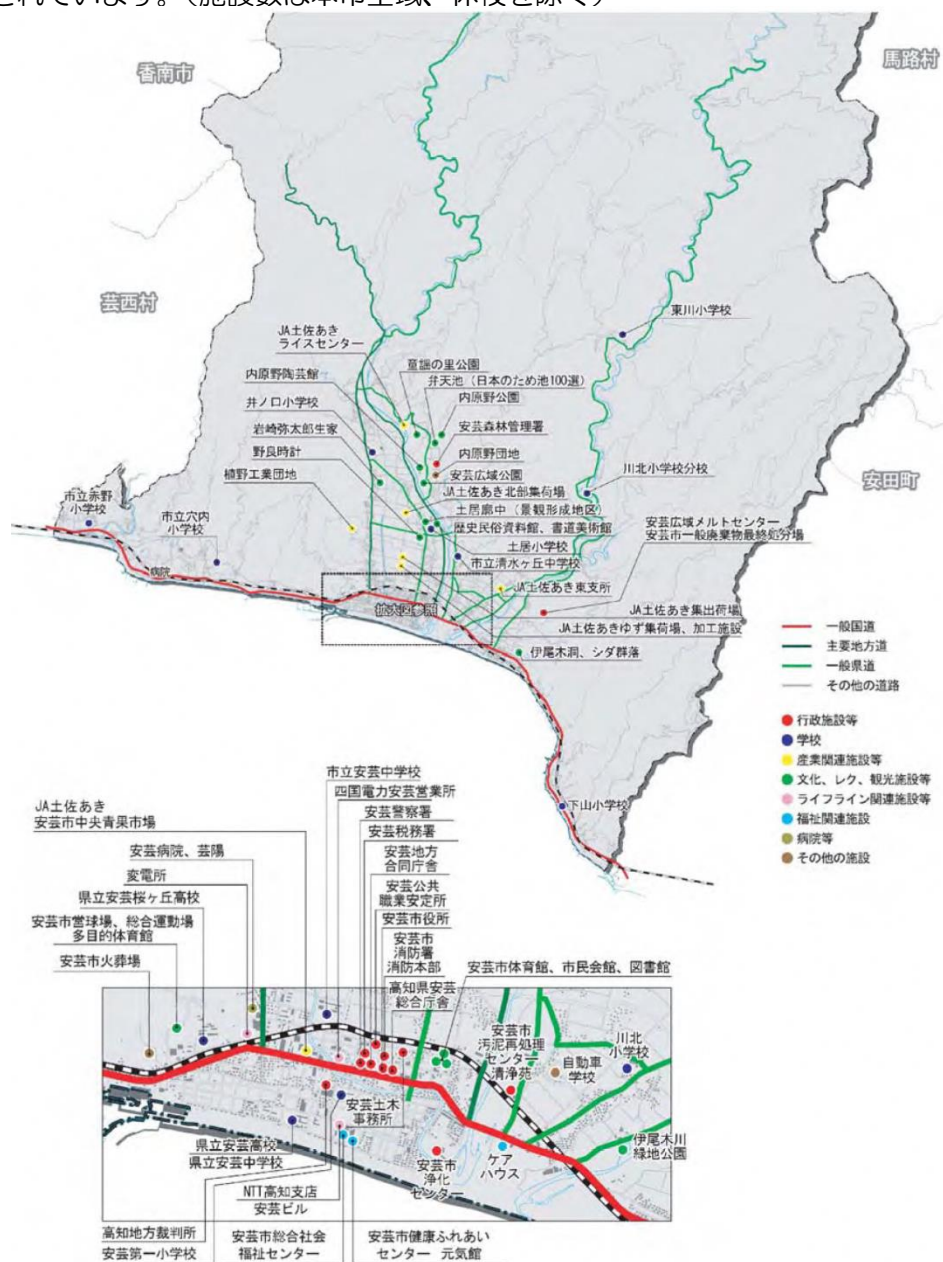


図 3-29 公共施設等

出典：安芸市道路交通網ビジョン

(8) 中山間地域の公共施設

① 東川辺地

当辺地は、伊尾木川に沿った急峻な地形にあり、基幹集落である入河内をはじめ、ほとんどの集落が伊尾木川沿いに点在している。集落への道路は、幹線道路として県道大久保伊尾木線・奈比賀川北線があるが、幅員の狭い一車線が多く、入河内から市街地まで 30 分以上を要しており、救急時や住民の日常生活に支障をきたしている。

今後、当辺地の福祉や文化水準の向上、また、各種振興策を図るには、時間距離を短縮させるための県道整備が必要である。その他道路としては、市道八ノ谷線が生活道として利用されているが、幅員が狭く、度重なる災害等により市街地との交通が分断され、生活に支障をきたすと共に、老朽化した橋りょうやトンネルもあり、安全な交通のための整備が急がれる。

また、林道については、森林資源の育成・保全是もとより、林業の生産性の向上、生産コストの削減等、林業生産活動の活性化のためにも整備が必要である。

表 3-15 公共施設の整備計画（平成 26 年度から平成 30 年度まで 5 年間）（千円）

施設名 事業主体 区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
■道 路					
大久保伊尾木線	高 知 県	430,000	395,600	34,400	0
八ノ谷線	安 芸 市	219,550	135,200	84,350	84,300
川又線	安 芸 市	273,150	175,500	97,650	97,600
安明寺古井線	安 芸 市	105,004	65,000	40,004	40,000
古井別役線	安 芸 市	243,304	150,800	92,504	92,400
大磯線	安 芸 市	100,000	65,000	35,000	35,000
下久保線	安 芸 市	100,000	65,000	35,000	35,000
奈比賀古井線	安 芸 市	31,040	16,900	14,140	14,100
■林 道					
安田谷線	清水産業(株)	14,550	12,000	2,550	0
次郎行線	清水産業(株)	4,850	4,000	850	0
古井谷線	安芸流域森林整備事業体	20,250	15,180	5,070	0
裏政谷線	安芸流域森林整備事業体	15,700	12,980	2,720	0
合 計		1,557,398	1,113,160	444,238	398,400

出典：東川辺地総合整備計画書（平成 26 年度～30 年度）（第 1 次変更）

○東川集落活動センターかまん東川（東川公民館）

安芸市の中山間地域では、東川集落活動センターかまん東川（東川公民館）において「生活支援サービス」「健康づくり活動」「鳥獣被害対策」「観光交流・定住サポート」「農林水産物の生産・販売」「特産品づくり・販売（新しい商品の開発、販売）」「その他の活動」が行われています。

表 3-16 集落活動センターの活動概要

NO.	市町村名	地区名	構成集落 (集落数)	人口	世帯数	高齢化 率	開所時期	名称 (拠点施設)	実施主体	活動概要(△は、今後取り組み予定)
11	安芸市	東川	入河内、黒瀬、 大井、古井、別 役(5)	137	98	76.6	H25.9.29	東川集落活動 センターかまん 東川 (東川公民館)	東川地域おこし 協議会	◆生活支援サービス ・移動販売事業 ◆健康づくり活動 ・高齢者サロンや健康づくり体操の実施 ◆鳥獣被害対策 ・野生鳥獣対策ネットの設置 ◆観光交流・定住サポート ・柚子やお茶の収穫体験イベント ・空き家調査、 ◆農林水産物の生産・販売 ・ゆず等の農産物の販路開拓、拡大 ・伝統野菜「入河内大根」の生産、販売促進 ◆特産品づくり・販売(新しい商品の開発、販売) ・はちみつ ・みっちゃん紅茶の販売 ・安芸市本町でのチャレンジショップでのテスト販売 ◆その他の活動 ・高齢者のニーズ調査、伝統行事の継承活動 (県立大との連携による実態調査や伝統行事の継承活動) ・機関誌の発行、フェイスブックによる情報発信

② 畑山辺地

畑山辺地は、安芸川流域の山間地に点在する集落で、その周辺は急峻な地形である。当辺地と市街地とを結ぶ道路は、県道安芸物部線、県道畑山栃ノ木線しかなく、地域住民の唯一の生活道となっている。しかしながら、幅員が狭く蛇行しているため畑山地区へは約 50 分を要し、住民の日常生活に支障をきたしていることから、当辺地の利便性や福祉、文化水準の向上を図るためには、時間距離を短縮するための県道整備が必要である。

その他県道と接続する市道などは、未舗装かつ側溝が未整備のため降雨による路面の損傷が著しく、奥地からの農産物や木材の搬出等に支障をきたすと共に、老朽化した橋りょうもあり、安全な交通のための整備が急がれる。

また、林道については、森林資源の育成・保全はもとより、林業の生産性の向上、生産コストの削減等、林業生産活動の活性化のためにも整備が必要である。

このほか、難視聴解消のための施設整備、交通手段確保のためのバス車輛の更新、地域住民の学習や交流などの場となる公民館等の耐震化、消防施設の更新などが必要である。

表 3-17 公共施設の整備計画（平成 26 年度から平成 30 年度まで 5 年間）（千円）

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
■道 路					
畑山栃ノ木線	高 知 県	140,000	128,800	11,200	0
安芸物部線	高 知 県	50,000	46,000	4,000	0
中川線	安 芸 市	100,000	50,000	50,000	50,000
上尾川線	安 芸 市	10,040	3,250	6,790	6,700
■林 道					
畑山仲木屋線	高 知 県	364,505	342,000	22,505	22,500
畑山仲木屋線	安 芸 市	40,000	20,000	20,000	20,000
正藤線	安 芸 市	34,000	17,000	17,000	17,000
畑山奥西川線	安 芸 市	67,000	33,500	33,500	33,500
門屋線	安芸流域森林 整備事業体	10,670	8,800	1,870	0
安芸ノ川線	(株)四国建設セ ンター	20,155	16,670	3,485	0
安芸ノ川線	高知東部森林 組合	11,254	6,334	4,920	4,800
大野線	(株)四国建設セ ンター	13,490	10,152	3,338	0
竹内線	高知東部森林組合	2,425	2,000	425	400
龍頭線	高知東部森林組合	9,700	8,000	1,700	1,600
■住民の交通の便に供する ための自動車					
元気バス車両購入	安 芸 市	5,792	3,861	1,931	1,900
■電気通信に関する施設					
共聴施設改修	共聴組合	876	735	141	100
■公民館その他の集会施設					
畑山公民館耐震対策	安 芸 市	8,000	4,000	4,000	3,500
畑山ふるさと交流センタ ー耐震対策	安 芸 市	50,000	25,000	25,000	22,000
■消防施設					
消防車両の更新	安 芸 市	28,000	0	28,000	28,000
合 計		965,907	726,102	239,805	212,000

出典：畑山辺地総合整備計画書（平成 26 年度～30 年度）（第 1 次変更）

3.1.6 産業

概 要

○産業別就業者

- ・就業人口は、第2次産業がやや減少し、第1次産業、第3次産業がほぼ横ばい傾向
- ・事業所数は、平成26年に一旦増加したが、平成28年には減少
- ・就業者数は「農業、林業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」「医療、福祉」「建設業」
- ・事業所数は「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」「製造業」「医療、福祉」

○農業

- ・総農家数（平成27年）は1,005戸で販売農家数は795戸79.1%
- ・総農家数は周辺市町村と比較して比較的高い割合であるが、販売農家数は減少傾向

○工業

- ・製造品出荷額（平成28年）は67.1億円であり、近年横ばい傾向
- ・周辺市町村では室戸市に次ぐ大きさ

○商業

- ・年間商品販売額は、平成26年現在220.2億円であり、増加傾向
- ・周辺市町村では馬路村に次ぐ大きさ（商店街）
- ・大規模小売店舗は駅周辺に2店舗、郊外に2店舗
- ・商店街の従業者数、年間商品販売額、売り場面積はいずれも減少傾向

○観光

- ・観光入込客数（平成29年）は約28万人で横ばい傾向、宿泊客数は約2.5万人で増加傾向
- ・観光（観光地・観光施設）は多彩であり、年2万人程度の観光（観光地・観光施設）は、ふるさと館（3.8万人）、阪神秋季キャンプ（2.6万人）、グルメまつり（2.6万人）、納涼祭（2.0万人）、大山道の駅（レジ通過数）（1.9万人）、岩崎彌太郎生家（1.7万人）など

(1) 産業別就業者数・事業所数の推移

就業人口は、第2次産業がやや減少し、第1次産業、第3次産業が増減しつつ、ほぼ横ばい傾向にあります。第1次産業の就業人口は3割弱であり、第3次産業が6割弱となっています。

事業所数は、平成26年に一旦増加しましたが、平成28年には減少しています。分類別に見ると、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」「製造業」「医療、福祉」となっています。

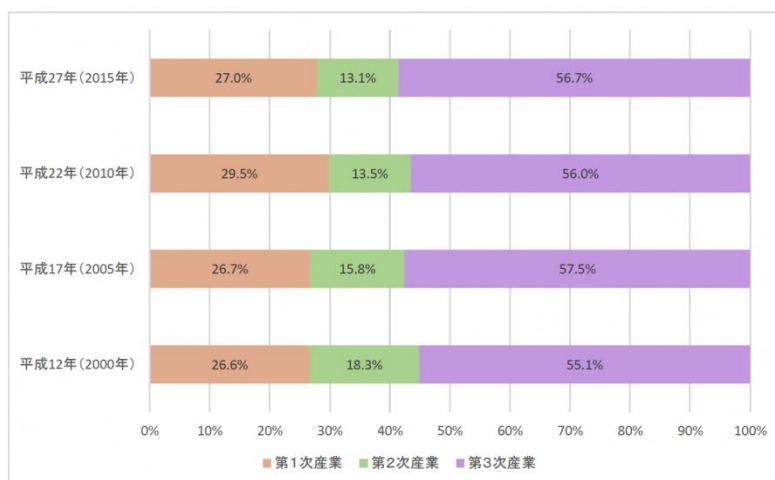


図 3-30 産業別就業者数の推移

出典：平成12年～27年国勢調査

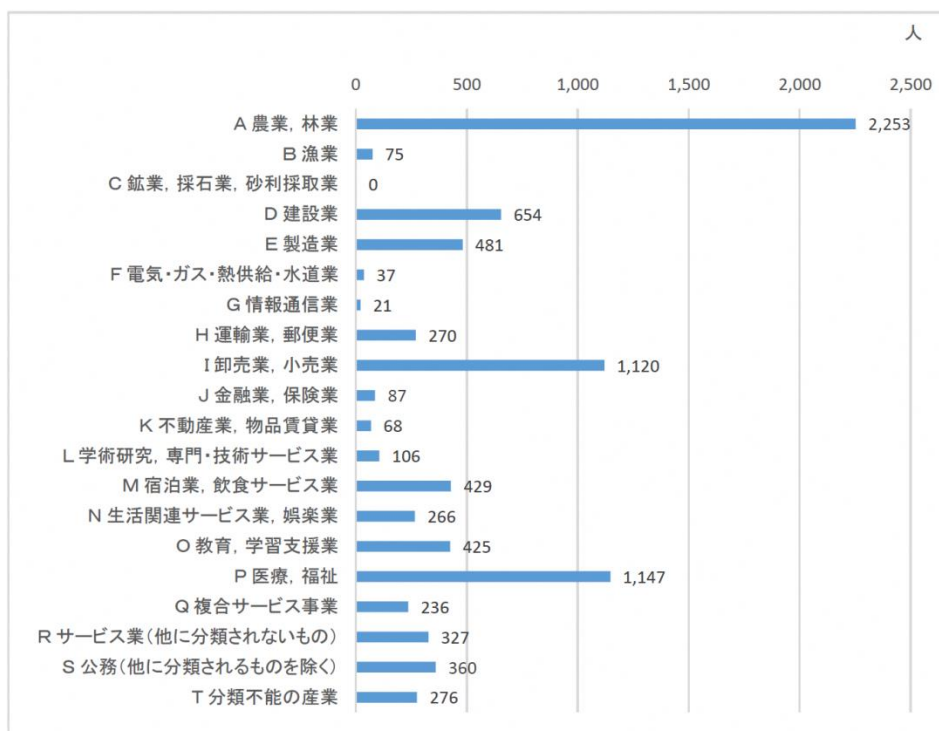


図 3-31 産業大分類別15歳以上就業者数

出典：平成12年～27年国勢調査

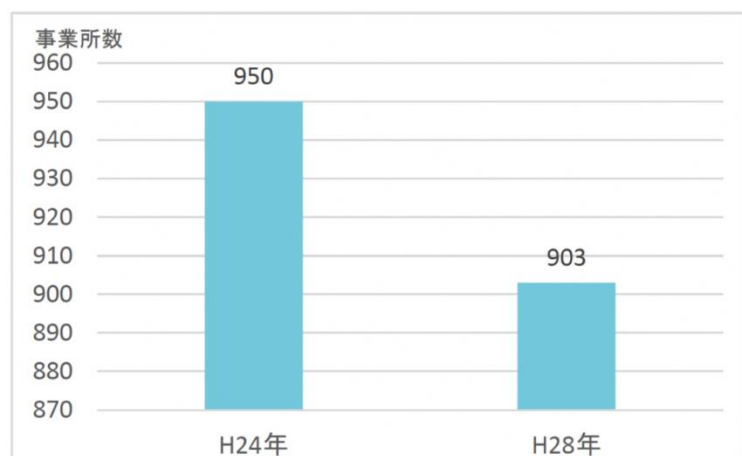


図 3-32 事業所数の推移

出典：平成 24 年・平成 28 年経済センサス活動調査、平成 26 年経済センサス基礎調査

表 3-18 産業大分類別 15 歳以上就業者数

産業大分類		平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)
第 1 次産業	A. 農業，林業	2,787	2616	2,736	2,253
	うち農業	2,670	2505	2,520	2,135
	B. 漁業	113	94	85	75
	小計	2,900	2,710	2,821	2,328
第 2 次産業	C. 鉱業，採石業，砂利採取業	12	5	3	-
	D. 建設業	1,185	944	704	654
	E. 製造業	798	655	582	481
	小計	1,995	1,604	1,289	1,135
第 3 次産業	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	58	41	45	37
	G. 情報通信業	-	46	35	21
	H. 運輸業，郵便業	445	311	336	270
	I. 卸売業，小売業	2,140	1,586	1,299	1,120
	J. 金融業，保険業	165	119	108	87
	K. 不動産業，物品賃貸業	28	28	60	68
	L. 学術研究，専門・技術サービス業	2,758	-	134	106
	M. 宿泊業，飲食サービス業	-	452	504	429
	N. 生活関連サービス業，娯楽業	-	-	326	266
	O. 教育，学習支援業	-	469	446	425
	P. 医療，福祉	-	1,108	1,148	1,147
	Q. 複合サービス事業	-	295	204	236
	R. サービス業（他に分類されないもの）	-	1,004	324	327
	S. 公務（他に分類されるものを除く）	423	387	382	360
	小計	6,017	5,846	5,351	4,899
T. 分類不能の産業		2	6	95	276
合計		10,914	10,166	9,556	8,638

出典：平成 12 年～27 年国勢調査

表 3-19 事業所数

産業大分類	事業所数	
	H24 年	H28 年
A 農業，林業	14	13
B 漁業	-	-
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-
D 建設業	95	88
E 製造業	70	64
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	2
G 情報通信業	7	5
H 運輸業，郵便業	24	22
I 卸売業，小売業	286	268
J 金融業，保険業	20	15
K 不動産業，物品賃貸業	26	23
L 学術研究，専門・技術サービス業	19	21
M 宿泊業，飲食サービス業	143	142
N 生活関連サービス業，娯楽業	94	84
O 教育，学習支援業	18	15
P 医療，福祉	52	62
Q 複合サービス事業	17	22
R サービス業（他に分類されないもの）	63	57
S 公務（他に分類されるものを除く）	-	-
合計	950	903

出典：平成 24 年・平成 28 年経済センサス活動調査、平成 26 年経済センサス基礎調査

(2) 農業

安芸市の総農家数は平成 27 年現在 1,005 戸です。そのうち、販売農家数は 795 戸 79.1% を占め、周辺市町村と比較して比較的高い割合となっています。

販売農家は近年、減少傾向となっています。

表 3-20 周辺市町村の農家数（平成 27 年）

新旧市区町村	総農家数（戸）		
	計	販売農家数	自給的農家数
高知県	25,345	15,387	9,958
	100.0%	60.7%	39.3%
室戸市	561	367	194
	100.0%	65.4%	34.6%
安芸市	1,005	795	210
	100.0%	79.1%	20.9%
東洋町	82	67	15
	100.0%	81.7%	18.3%
奈半利町	178	112	66
	100.0%	62.9%	37.1%
田野町	165	100	65
	100.0%	60.6%	39.4%
安田町	338	270	68
	100.0%	79.9%	20.1%
北川村	248	193	55
	100.0%	77.8%	22.2%
馬路村	114	81	33
	100.0%	71.1%	28.9%
芸西村	303	258	45
	100.0%	85.1%	14.9%

※「販売農家」：経営耕地面積が 30a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

※「自給的農家」：経営耕地面積が 30a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

出典：「2015 年農林業センサス」（農林水産省）

表 3-21 販売農家数の推移

	販売農家（戸）			
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
安芸市	1061	990	957	795

出典：農林業センサスより作成（農林水産省）

(3) 工業

安芸市の製造品出荷額は平成 28 年現在 67.1 億円であり、近年横ばい傾向です。

周辺市町村では室戸市に次ぐ大きさです。

周辺市町村では、田野町と芸西村が増加傾向にあります。

表 3-22 製造品出荷額等の推移（万円）

市町村名	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
県 計	52,176,754	52,596,591	56,732,577	56,779,556
室戸市	1,225,565	1,327,760	1,273,625	1,300,929
安芸市	601,077	683,587	708,057	671,439
東洋町	24,098	28,088	23,628	26,259
奈半利町	304,265	233,084	155,957	202,632
田野町	28,505	40,055	88,755	99,749
安田町	239,417	240,031	210,659	210,620
北川村	X	X	X	X
馬路村	383,567	362,040	365,616	324,912
芸西村	X	X	19,777	31,033

※「大分類 E-製造業」に属する事業所で、従業者 4 人以上の事業所を対象

出典：高知県工業統計調査

(4) 商業

① 年間商品販売額

安芸市の年間商品販売額は、平成 26 年現在 220.2 億円です。

平成 24 年との比較では 22.2%の増加を示しており、周辺市町村では馬路村に次ぐ大きさです。

表 3-23 年間商品販売額（総数）

	年間商品販売額（百万円）		
	H24 経済センサスー活動調査	H26 商業統計調査	増減率
県計	1,290,525	1,434,686	11.2
室戸市	16,996	12,662	△ 25.5
安芸市	18,022	22,020	22.2
東洋町	2,208	2,200	△ 0.3
奈半利町	2,288	2,714	18.6
田野町	2,766	3,231	16.8
安田町	1,596	1,210	△ 24.2
北川村	162	137	△ 15.4
馬路村	171	386	125.8
芸西村	5,570	5,184	△ 6.9

出典：高知県商業統計調査

② 商業施設の分布状況

大規模小売店舗は、「すまいる あき（TSUTAYA 安芸店）」（専門店 4,800 m²）、「マルナカ安芸店」（スーパー 2,438 m²）、「ホームセンターマルニ安芸店」（ホームセンター 1,585 m²）、「サンシャインランド」（スーパー 1,401 m²）の 4 店舗があり、いずれも市街地に位置しています。

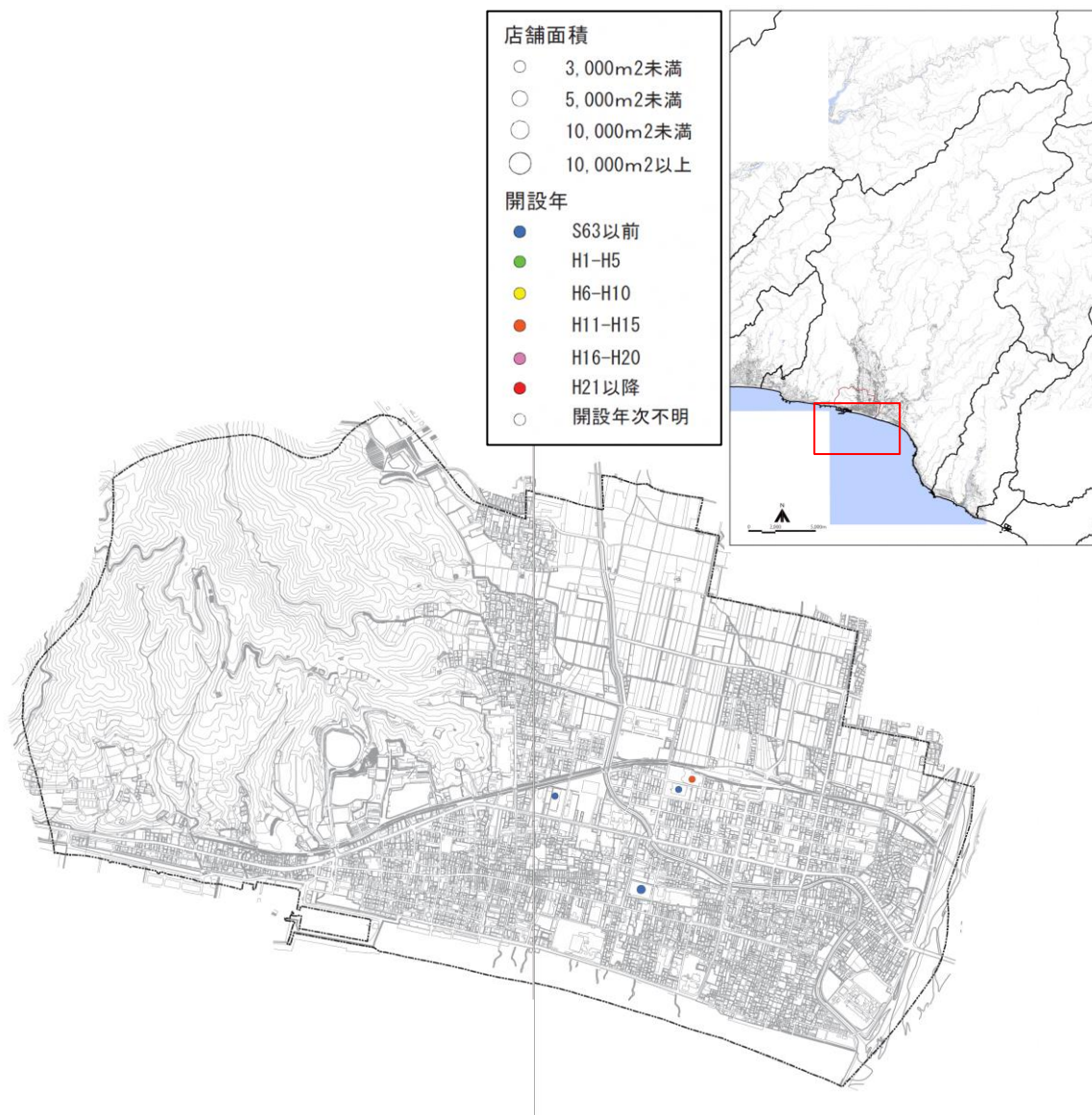


図 3-33 商業施設の分布状況

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

表 3-24 大規模小売店舗の状況

名称	所在地	届出年	開設年	店舗面積 (㎡)	業態	立地地域 分類
すまいる あき (TSUTAYA 安芸店)	安芸市久世町 9-20	S64 (1989) /1/1	S51 (1976) /10/1	4,800	専門店	駅前・駅近 辺型
マルナカ安芸店	安芸市矢ノ丸 4-312-1	-	H12 (2000) /4/1	2,438	スーパー	駅前・駅近 辺型
ホームセンター マルニ安芸店	安芸市矢ノ丸 4-54-1	S61 (1986) /6/1	S63 (1988) /3/1	1,585	ホームセン ター	郊外住宅街 型
サンシャインランド	安芸市幸町 3-3	S62 (1987) /8/1	S63 (1988) /12/1	1,401	スーパー	郊外幹線道 路沿型

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

*大規模小売店舗：「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（第一種大規模小売店：店舗面積 3,000㎡ 以上（特別区・指定都市は 6,000㎡ 以上）、・第二種大規模小売店：店舗面積 500㎡ 以上）

③ 商店街の状況

安芸市には 4 つの商店街があります。

従業者数、年間商品販売額、売り場面積についてみると、平成 19 年以降減少傾向となっています。

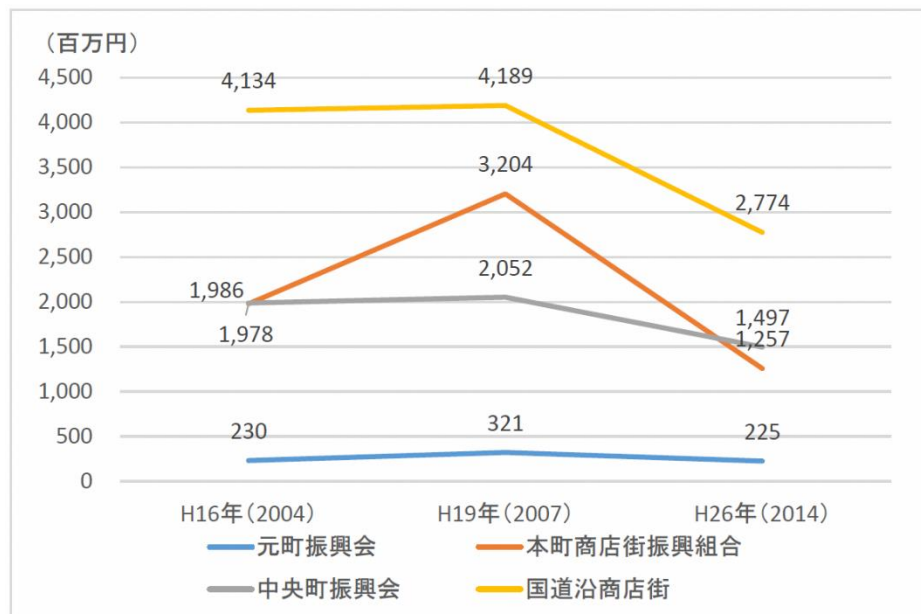


図 3-34 安芸市商店街の年間商品販売額

出典：商業統計

表 3-25 安芸市商店街の状況

従業者数(人)	平成16年 (2004)	平成19年 (2007)	平成26年 (2014)	年間商品販売額(百万円)	H16年 (2004)	H19年 (2007)	H26年 (2014)
元町振興会	24	25	25	元町振興会	230	321	225
本町商店街振興組合	205	274	150	本町商店街振興組合	1,978	3,204	1,257
中央町振興会	170	141	94	中央町振興会	1,986	2,052	1,497
国道沿商店街	208	216	161	国道沿商店街	4,134	4,189	2,774

売場面積(m ²)	平成16年 (2004)	平成19年 (2007)	平成26年 (2014)
元町振興会	689	681	476
本町商店街振興組合	4,563	7,729	3,197
中央町振興会	4,034	3,171	2,258
国道沿商店街	4,270	4,324	3,160

出典：商業統計

(5) 観光

① 観光施設

安芸市には、歴史・文化、スポーツ、まつりなどの多様な観光（観光地・観光施設）があります。

観光入込客数についてみると、年 2 万人程度の観光地・観光施設は、ふるさと館（3.8 万人）、阪神秋季キャンプ（2.6 万人）、グルメまつり（2.6 万人）、納涼祭（2.0 万人）、大山道の駅（レジ通過数）（1.9 万人）、岩崎彌太郎生家（1.7 万人）などがあります。

表 3-26 安芸市の主な観光地（観光施設）

観光地（観光施設）		
弥太郎生家(H25よりGW期間中)	本町杉本邸客数(3/1～3/3)	元気フェスタ
弥太郎生家(通年)	あきあいあい収穫祭	ウエスタンリーグ
歴史民俗資料館	早摘みゆず収穫祭	四国アイランドリーグ
書道美術館	グルメまつり	観光バスツアー
ふるさと館	タートルマラソン(市外)	内原野陶芸館(登り窯除く)
こまどり温泉	土佐よさこいツーデーウオーク	元気館(ヘルストン温泉)
畑山温泉(宿泊者数除く)	安芸のひなまつり(3月)	大山道の駅(レジ通過数)
レンタサイクル(市外)	歴民客数(3/1～3/3)	岩崎彌太郎銅像移設記念式典
ボランティアガイド案内(商工受付分)	つつじ祭り	岩崎彌太郎源流の地フォーラム
土居廓中(GW)	bon 彩展 5/3～7	安芸キャンドルナイト
伊尾木洞体験プログラム	野良時計120周年イベント	パシフィックライド
あなごう祭り	高知東海岸海・山なんでも新鮮市	商い甲子園
登り窯フェスタ	阪神春季キャンプ	じゃこうち
納涼祭	阪神秋季キャンプ	ごめんなはり線15周年イベント
産業祭	阪神プレシーズンマッチ	教育旅行(民泊)
五藤家客数(3/1～3/3)	ファーム公式戦	白蓮まつり

出典：安芸市資料

② 観光入込客数の推移

安芸市の観光入込客数は約 28 万人（平成 29 年）であり、近年は横ばい傾向です。

宿泊客数は約 2.5 万人（平成 29 年）であり、増加傾向にあります。なお、平成 22 年の観光入込客数の増加は、「龍馬伝」（NHK 大河ドラマ）の影響によります。

観光客の約 9%が宿泊をしています。なお、宿泊者数の内、外国人は 176 人（平成 29 年）です。



図 3-35 観光入込客数の推移

出典：安芸市資料

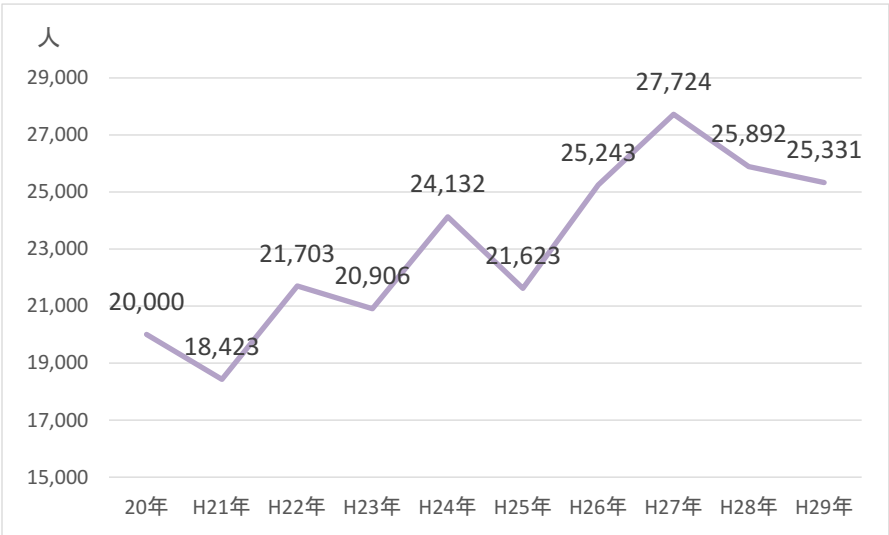


図 3-36 宿泊者数の推移

出典：安芸市資料

表 3-27 宿泊者数の推移

観光地（観光施設）	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
宿泊者数	20,000	18,423	21,703	20,906	24,132	21,623	25,243	27,724	25,892	25,331
（外国人宿泊者数）							17	50	110	176
計	20,000	18,423	21,703	20,906	24,132	21,623	25,260	27,774	26,002	25,507

出典：安芸市資料

3.1.7 地価

概 要

- ・安芸駅周辺の地価公示は、住居系平均地価（平成 30 年）が約 3.1 万円～4.2 万円、商業系平均地価（平成 30 年）は約 4.1 万円～6.3 万円
- ・平成 25 年あたりまでは下落傾向であったが、H30 年付近は、緩やかな減少となり下げ止まり傾向

安芸駅周辺の地価公示についてみると住居系平均地価(平成 30 年)は約 3.1 万円～4.2 万円、商業系平均地価（平成 30 年）は約 4.1 万円～6.3 万円です。平成 25 年あたりまでは下落傾向が顕著でしたが、それ以降平成 30 年は、緩やかな減少となり、下げ止まり傾向がみられます。

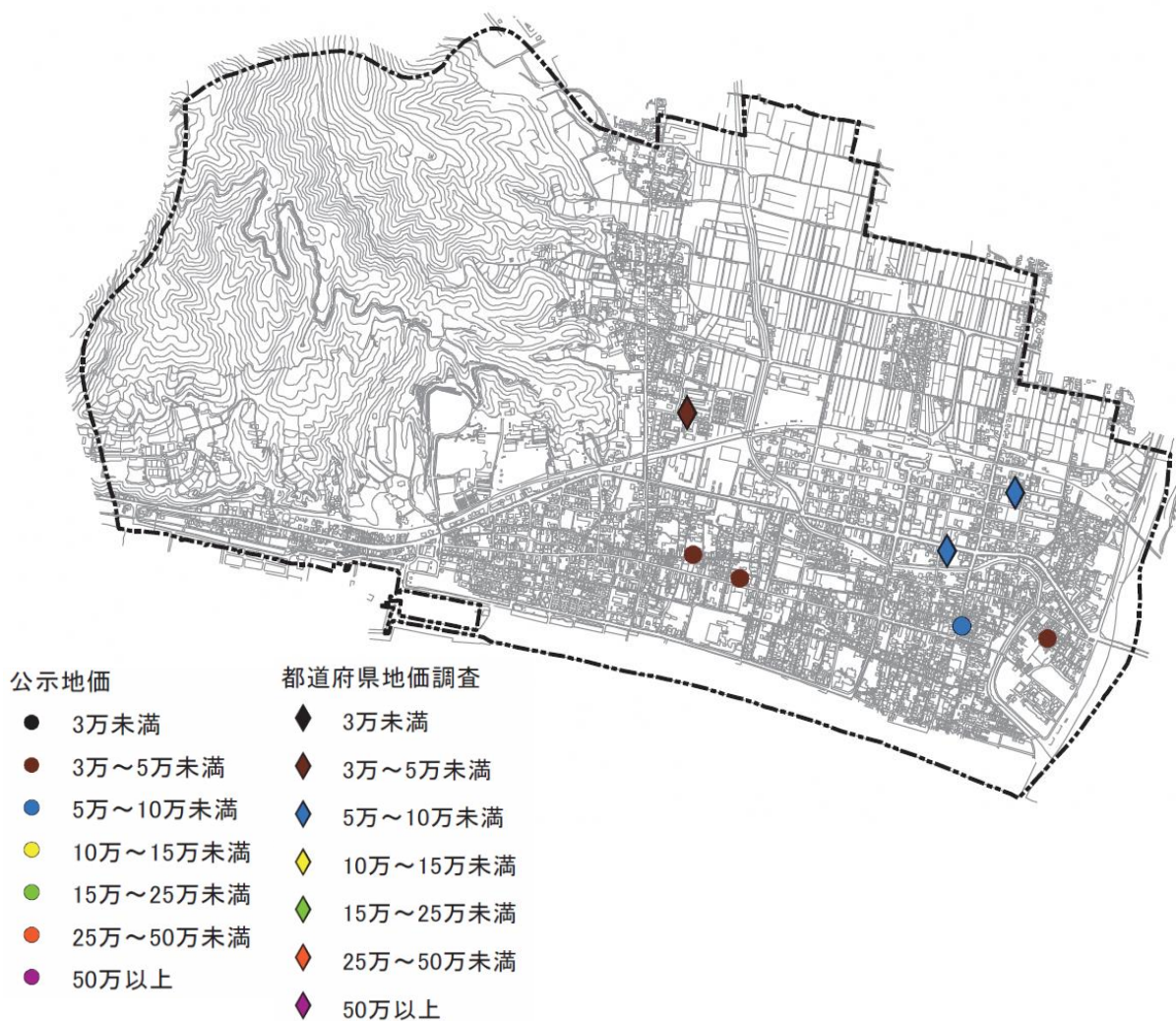


図 3-37 地価の状況

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）、H26 年～H30 年国土交通省土地総合情報システム



図 3-38 安芸駅周辺の地価公示（平均地価）の推移

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）、H26 年～H30 年国土交通省土地総合情報システム



図 3-39 安芸駅周辺の都道府県地価調査の推移

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）、H26 年～H30 年国土交通省土地総合情報システム

3.1.8 災害

概要

- ・市街地の位置する海岸隣接地区では浸水深最大 10.0m～15.0m の浸水危険区域が存在し、安芸駅周辺においても浸水深は 5.0m～10.0m
- ・高台や高いビルなどのないところでは津波避難困難者が多数想定

(1) 地震・津波災害

今後発生が予想される南海トラフ巨大地震では震度 6 弱から 7 の地震動が想定され、特に、人口が集中している市街地（旧安芸町）の国道 55 号沿いは、旧河道で軟弱な泥質層であるため、液状化による家屋倒壊等並びに地震発生後の津波により市内全域の海岸隣接地区において大規模な被害が発生する可能性が指摘されています。

平成 25 年 5 月 15 日公表の【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定は、死者数 1,800 名のうち津波による死者数 1,300 名、負傷者 1,800 名、避難者数 17,000 名となっています。

また、近年は豪雨による水害も懸念されており、平時より水害リスクを認識したうえで、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を整理し、洪水時の被害を最小限にするための対策が必要です。

【浸水危険箇所】

○安芸地区

- ・安芸地区は二級河川安芸川河口部の西側に位置し、中心部には江ノ川が流れています。また、南側は土佐湾に面しており、標高は低いところで約 3m となっています。【高知県版第 2 弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波予測（平成 24 年 12 月）によると津波到達時間は最短で 10～20 分、浸水深は最大で 10.0～15.0m となっています。近くに高台や高いビルなどないところでは津波避難困難者が多数想定されます。

○伊尾木地区

- ・伊尾木地区は、土佐湾に面し西側を二級河川伊尾木川が流れています。津波到達時間は最短で 10～20 分、浸水深は最大で 10.0m～15.0m となっています。伊尾木地区内の西側は、高台や高いビルもないことから津波避難困難者が多数想定されます。また東側の地域は、後背地に高台があることから津波から避難するための避難路・避難場所の整備を進めているところです。

○川北地区

- ・川北地区は、土佐湾に面し二級河川安芸川・伊尾木川に挟まれた海岸平野（三角州）で、津波到達時間は最短で 10～20 分、浸水深は最大で 10.0～15.0m となっています。地区内には高台が無く、高いビルも限られていることから津波避難困難者が多数想定されます。

○土居地区

- ・土居地区は安芸地区の北側に位置し、東側には二級河川安芸川が流れている。津波到達時間は最短で 20～30 分、浸水深は最大で 5.0m～10.0m となっています。地区内には高台や高い

ビルなどがないことから津波避難困難者が多数想定されます。

○井ノ口地区、東川地区、畑山地区

- ・井ノ口地区、東川地区、畑山地区においては津波浸水区域がないため、地震・津波被災者を受け入れるための避難収容施設の整備が必要です。

○穴内地区

- ・穴内地区は、土佐湾に面し、中心部には穴内川が流れる海岸段丘地域である。津波到達時間は最短で 10～20 分、浸水深は最大で 10.0～15.0mとなっています。後背地に高台があることから津波から避難するための避難路・避難場所の整備が急がれます。

○赤野地区

- ・赤野地区は、土佐湾に面し地区内を二級河川赤野川、メサイ川が流れています。津波到達時間は最短で 20～30 分、浸水深は最大で 10.0m～15.0mとなっています。後背地に高台があることから津波から避難するための避難路・避難場所の整備を進めているところです。

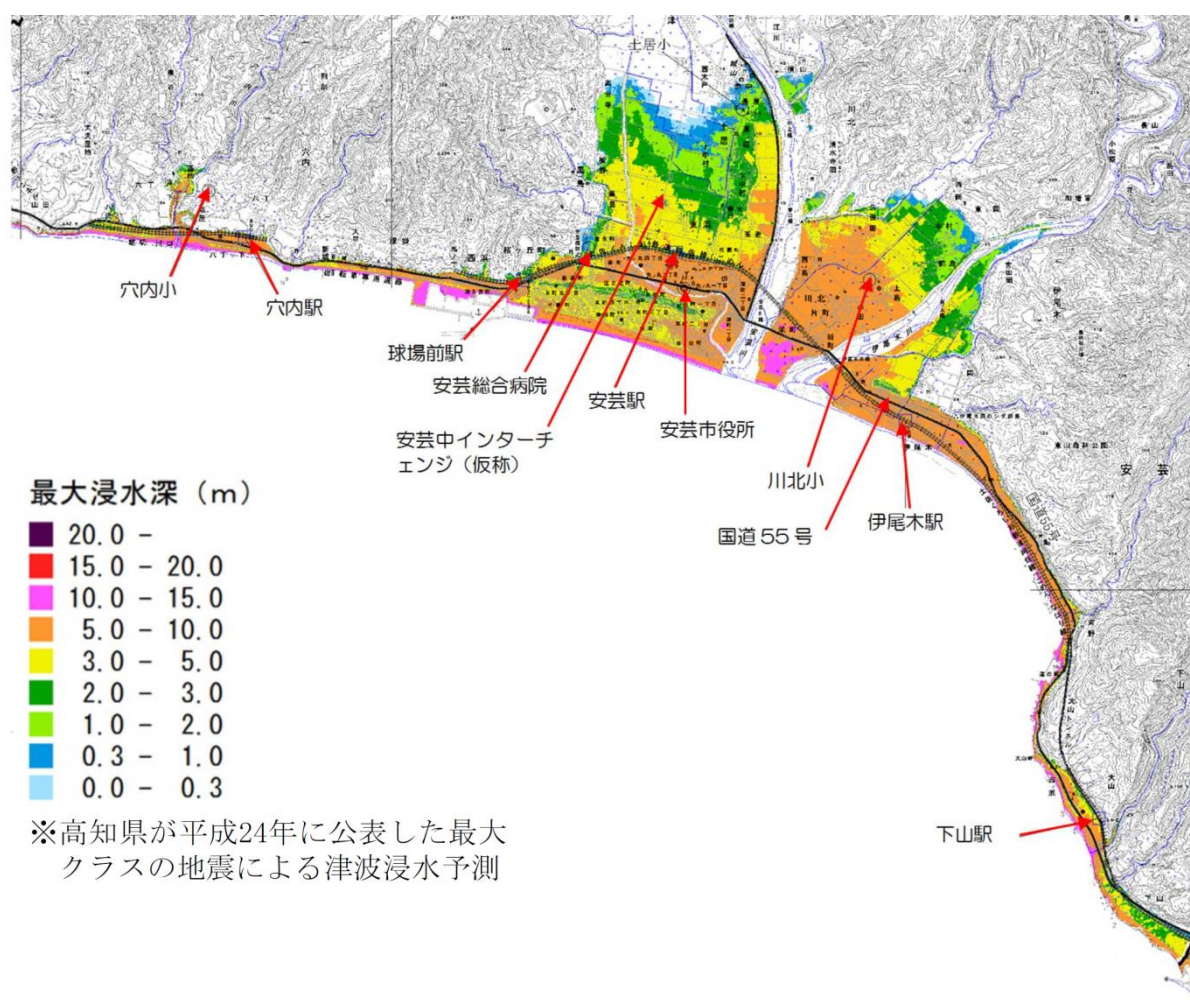


図 3-40 高知県版第 2 弾 津波浸水予測の安芸市域の最大浸水深

出典：高知県

(2) 豪雨災害

安芸市では、地震・津波災害だけでなく、台風や集中豪雨により、浸水被害や土砂流出などの甚大な被害が発生しています。

【過去の豪雨災害】

○平成 16 年に観測史上最多 10 の台風が日本に上陸しました。この時には、6つの台風が四国を通過し、伊尾木地区での冠水や穴内地区の土砂流出など、豪雨によって度々被害を受けています。

○平成 30 年 7 月豪雨では、安芸観測所において最大 24 時間雨量 160mm を記録しました。安芸市柵ノ木東地地区では安芸川が氾濫し、橋の水没で 11 世帯の計約 20 人が一時孤立しました。



安芸川の増水で崩落した堤防と県道（平成 30 年 7 月 6 日安芸市僧津）

出典：高知新聞

(3) 災害への備え

安芸市の自主防災組織は平成 15 年には 9.4%と全国水準・高知県水準を大きく下回っていましたが、平成 17 年には全国平均を上回り、現在 46 組織、組織率 100%となっています。



安芸市井ノ口松原地区自主防災会（25 名）における防災学習会

出典：自主防災活動事例集（平成 29 年 3 月 高知県）

(4) 避難場所

小学校中学校や公民館等が指定避難場所に指定されています。

表 3-28 都市計画区域内の避難施設等の状況

名称	所在地	分類	建物構造	階数	延床面積	収容可能 人数	平均地盤 高
					(㎡)	(人)	(m)
安芸第一小学校 (西体育館・クラブハウス)	安芸市久世町 4-13	指定避難所	RC	3	4,072.0	590	10.6
安芸中学校 (体育館)	安芸市西浜 95-1	指定避難所	S	3	5,249.0	450	6.6
安芸市体育館		指定避難所	S	1	1,039.0	440	6.1
安芸市女性の家	安芸市矢ノ丸 3-12-27	指定避難所	RC	2	726.6	300	6.2
安芸市民館本館		指定避難所	RC	1	520.0	260	7.9
安芸市民館別館	安芸市本町5丁 目17番2号	指定避難所	RC 陸屋根	1	504.1	-	-
安芸市多目的体育館 (安芸ドーム)		指定避難所	-	-	-	-	-
安芸市営球場 (本部棟)		指定避難所	-	-	-	-	-
津久茂公民館	安芸市津久茂町 11-21	指定避難所	W和型スレート葺	1	128.1	30	16.5
黒鳥公民館	安芸市黒鳥 976	指定避難所	RC	2	355.6	140	11.0
NTT 西日本安芸 電話交換所		指定緊急避難場所	RC	5	100.0	50	8.9
ホテルタマイ		指定緊急避難場所	RC	11	2,500.0	1,250	5.2
高知高須病院附属 安芸診療所		指定緊急避難場所	RC	3	390.0	185	5.5
森澤病院		指定緊急避難場所	RC	5	900.0	450	6.2
ハイ・スリー マンション		指定緊急避難場所	RC	7	160.0	80	6.1
高知銀行安芸社宅		指定緊急避難場所	RC	3	30.0	15	8.6
すまいるあき		指定緊急避難場所	RC	5	7,800.0	3,900	10.3
サカモトマンション (A City Stage 1)		指定緊急避難場所	RC	4	70.0	35	8.5
クレール久世		指定緊急避難場所	RC	4	40.0	20	6.3
ひのでの館		指定緊急避難場所	-	-	-	-	-
清和団地 A 棟		指定緊急避難場所	RC 陸屋根	3	180.0	90	9.1
ニッポン高度紙工業		指定緊急避難場所	-	-	19,000.0	9,500	47.3
土佐くろしお鉄道安芸事業 本部		指定緊急避難場所	-	-	1,000.0	500	11.0
球場前駅		指定緊急避難場所	-	-	95.0	47	14.7
オーシャンプラザ		指定緊急避難場所	-	-	-	-	-
ピースハウス M		指定緊急避難場所	-	-	-	-	-
マリバール幸町ガーデン		指定緊急避難場所	-	-	-	-	-
高知県安芸総合庁舎	矢ノ丸1丁目 373-2	指定緊急避難場所	RC	6	3,260.4	-	-
安芸市防災センター	安芸市西浜 190 番地 1	指定緊急避難場所	RC	4	3,051.4	-	-
安芸第一小学校 (屋上)	安芸市久世町 4-13	指定緊急避難場所	RC	3	4,072.0	-	-
安芸中学校 (屋上)	安芸市西浜 95-1	指定緊急避難場所	S	3	5,249.0	-	-

出典：平成 25 年都市計画基礎調査

3.1.9 歴史・文化

概 要

- ・安芸平野は古代から農業地帯として開け、10 世紀に作られた「和名抄」にみられる玉造・黒鳥の集落が存在
- ・「国史に安芸の文字の見ゆるは続日本紀孝謙天皇の条の神護景雲元年」（767 年）
- ・文化財は、国指定文化財 2 件、県指定文化財 5 件、市指定文化財 20 件、国登録有形文化財 11 件、国重要伝統的建造物群保存地区 1 地区が指定

(1) 歴史

安芸平野は古代から農業地帯として開けていました。班田収授法によって条里制が敷かれ、10 世紀に作られた「和名抄」にみられる玉造・黒鳥の集落も現存しています。

中世には、壬申の乱に敗れて土佐に流された左大臣・蘇我赤兄の子孫と称した土地の豪族・安芸氏が代々安芸地方を領有し、戦国時代末期、四国統一の軍を進める長宗我部元親との合戦に敗れて滅びるまでの約 300 年間、土佐 7 豪族の中でもその権威と名門を誇っていました。

その後、長宗我部氏の時代は約 30 年間続きましたが、江戸時代に入ると土佐藩領とされ、藩主・山内一豊の重臣・五藤為重が安芸を知行することになり、以後、明治に至るまで歴代支配してきました。

藩政が終わると、それぞれ小さな村や郷、浦が合併を繰り返し、明治 22 年、中央政府の方針に従って 9 つの村に統合されました。

明治 29 年、安芸村が町制を敷き、その後、穴内村が安芸町と合併したのち、昭和 29 年 8 月、安芸郡安芸町を中心に土居・川北・伊尾木・東川・井ノ口・畑山・赤野の 8 町村が合併して安芸市となり、同 30 年 4 月、香美郡西川村舞川・轟を吸収合併し、現在に至っています。

一〇 布師・丹生・玉造・黒鳥郷

布師郷 布師郷については、その地名が今日残っていないので他郷との関係から割り出す外ない。吉田東伍博士は井ノ口・畑山をもって布師郷としておられる。この布師郷に一ノ宮神社があり、その社殿の背後の丘上に七世紀後半と推定される古墳が一基（安芸市井ノ口古墳）発見されている。

丹生郷 丹生という地名のところは今残っていない。しかし入河内という所が、安芸市川北の奥にあるところから、丹生郷を今の安芸市伊尾木・東川・川北と認定してよい。

この郷関係の古墳は発見されていない。この附近からは銅鐸・石剣そして六世紀代の集落遺跡などが発見されているので、将来古墳の発見される可能性は強いが、今のところは発見されていない。なお以下述べる安芸郡下の各郷は古墳が発見されていない。

玉造郷 安芸市土居に玉造なる部落があるので、この部落中心に土居あたりが玉造郷であつたろう。

その玉造という郷名から、この郷は玉造部関係のものともてよいだろう。将来玉造関係の遺跡が発見されるであらう。なお今のところ集落遺跡も古墳も全然発見されていない。

黒鳥郷 旧安芸町の北に黒鳥という部落があるので、旧安芸町及び穴内を「和名抄」の黒鳥郷とすべきであらう。

元禄・土佐国之絵図（部分）



高知県立図書館蔵

図 3-41 【資料】元禄・土佐国之絵図（図） 布師郷・丹生・玉造・黒鳥郷について（資料）

出典：高知県立図書館蔵（安芸市史歴史編）

第一節 土佐国及び安芸郡起源

凡そ上代の歴史を正確に究明し得るは頗る難事に属す。殊に吾土佐の如きはその地理的關係よりして中央の文化に遅るる事多々ありて位すべき文献の不備なるは勿論不知の間事蹟の煙滅に帰せしもの尠なからざるべし。

然れ共今や世上大方識者の肯定せるものを採りて左に述べん。土佐といへる名称の国史に現はれたるは古事記神代卷三之卷に、次生伊予之二名島、此島者身一而有面四每面有名、故伊予国謂愛比売、讃岐国謂飯依比古、粟国謂大宣都比売、土佐国謂建依別とある三濫觴とす。古来土佐或は都佐を併用して一定せず、その意味は土佐幽考に

土佐俊聡也 当国人心俊速聡明之称也 或云土土者遠也 佐者狭也 国形東西遠南北狭 故遠狭之意也
とも見え或は門狭 渡狭 速稲と解する説あり。又一説にトサは敏捷の意味にして敏はトシ、トザシ、捷はサトシ、サドシと云ひ其の頭字を採ってトサと呼ぶに至れりとも云へり。何れが尤も妥当なるや判然しがたし。

次に土佐国内の郷郡庶置の沿革を擧めるに続日本記に曰く

宝亀元年三月、土佐国言、去年七月風雨大切、四郡百姓産業損傷、加以人畜流亡廬舎破壊、紹加賑給とありてその四郡は何郡なるか不明なれ共或は安芸、土佐、吾川、幡多郡なるべしとの説あり、香美、長岡郡の設置は国史に記載なきも日本後記桓武天皇延暦二十四年五月の条に土佐国香美郡少領あり、類聚国史平城天皇大同五年正月の條に土佐国香美郡人物部文連全敷女あり、初めて香美郡名出でしは延暦二十四年なれば宝亀九年に四郡とありしより後二十年間に設置せられたるなるべし。仁明天皇承和八年吾川郡を分ちて高岡郡を建てし事続日本後記に出づ、土佐幽考に

蓋當時、安芸、土佐、吾川、幡多、四郡耳、宝亀以来延喜以前、割土佐建長岡、香美、割吾川建高岡
さて安芸の名称は如何にして起りたるや按ずるに、安芸と云へるは安芸国安芸郡安芸村とて今の広島県にあり。其地に多氣神社と称する古社ありて孝元天皇及武内宿祢を祭神とせり、そは我国の美風たる祖先尊崇の意味にて後代子孫の祭祀せるものにて即ち宿祢の子孫安芸の地に繁衍したるの謂ならんか。

翻りて当国を探ねれば今奈半利に延喜式内社多氣神社ありて孝元天皇及武内宿祢を祀る。土佐国式社考多氣神社の条に曰く。

在奈半利村按安芸国安芸郡有多氣神社正與此同神也 国造本紀安芸国昏作阿波国順和名鈔当郡有奈半利郷
姓氏録曰阿支奈臣武内宿祢男葛城曾豆比古命之後也 蓋安芸郡奈半利郷多氣神社以訓通之豈得非阿支奈姓
祖神武内宿祢乎

とあるによりて奈半利多氣神社は阿支奈臣の子孫が祖神武内宿祢を斎き祀れるものにして又遂に郡名安芸に転訛したるものならん乎。降って天武天皇白鳳元年壬申の乱に蘇我赤兄大臣当国に配流せられ其の子孫世に安芸氏を称し郡の大領を世襲し子孫繁昌と共に漸次西方豊饒地に移り当町附近に居を構ゆるに致りたるものならむ。

然し国史に安芸の文字の見ゆるは続日本紀孝謙天皇の条に神護景雲元年夏六月庚子 土佐国安芸郡少領從五位下凡直伊賀磨稻二万束牛六十頭獻於西大寺授外從五位下云々、とあるをその初めとす。伊賀磨の裔は後世不明なり。

安芸の文字は安喜に作る事あり、土佐国佐喜浜八幡宮鰐口銘に

土州安喜佐喜浜莊八幡宮神前正慶元年壬申十月朔日沙門円真敬白
と見えたり。

明治四年十月太政官布告を以て安芸と公定せられ現在に及べり。

(2) 文化

安芸市には国指定文化財 2 件、県指定文化財 5 件、市指定文化財 20 件、国登録有形文化財 11 件、国重要伝統的建造物群保存地区 1 地区が指定されている。

表 3-29 国・県・市指定文化財

指定区分	名称	員数	種別	指定年月日	所在地及び所有者
国	木造聖観音立像	1 体	重要文化財(彫刻)	大. 7. 4. 8	安芸市本町 1 丁目 1-21 妙山寺
国	伊尾木洞シダ群落		天然記念物	大. 15. 10. 20	安芸市伊尾木丸山 農林水産省(安芸市管理)
県	安芸国虎墓	1 基	史跡	昭. 28. 1. 29	安芸市黒鳥 浄貞寺
県	畑山のムカデラン自生地		天然記念物	昭. 37. 1. 26	安芸市畑山 水口神社境内
県	赤野獅子舞		無形民俗文化財(民俗芸能)	昭. 44. 8. 8	安芸市赤野 大元神社 赤野獅子舞保存会
県	刀 銘国益	1 振	有形文化財(工芸品)	平. 10. 4. 28	安芸市土居 953-イ 安芸市立歴史民俗資料館
県	五藤家文書	22,699 通	有形文化財(古文書)	平. 11. 4. 27	//
市	薬師如来像	1 体	有形文化財(彫刻)	昭. 38. 5. 10	安芸市庄之芝町 庄之芝大師堂
市	佐伯文書	5 通	有形文化財(古文書)	昭. 38. 5. 10	安芸市本町 西岡邦子
市	広形銅鉾	1 本	有形文化財(考古資料)	昭. 38. 5. 10	安芸市土居 953-イ 安芸市立歴史民俗資料館
市	有樋石剣	1 本	有形文化財(考古資料)	昭. 38. 5. 10	//
市	浄貞寺山門	1 宇	有形文化財(建造物)	昭. 39. 10. 23	安芸市黒鳥 浄貞寺
市	短刀 銘正宣	1 振	有形文化財(工芸品)	昭. 40. 4. 16	安芸市土居 953-イ 安芸市立歴史民俗資料館
市	古瀬戸骨壺	1 口	有形文化財(考古資料)	昭. 42. 2. 10	//
市	安芸城跡		記念物(史跡)	昭. 44. 3. 11	安芸市土居廓中 安芸市
市	五百石船模型	1 艘	民俗文化財(民俗資料)	昭. 50. 9. 8	安芸市伊尾木 伊尾木八幡宮
市	川北大師堂 絵馬	屏風 5 隻 絵額 12 枚	有形文化財(絵画)	昭. 55. 4. 7	安芸市川北中田 川北大師堂
市	奈比賀天満宮棟札	5 枚	有形文化財(民俗資料)	昭. 55. 4. 7	安芸市奈比賀 奈比賀天満宮
市	包国文書	5 冊	有形文化財(古文書)	昭. 55. 4. 7	安芸市土居 953-イ 安芸市立歴史民俗資料館
市	一ノ宮万才		無形民俗文化財(民俗芸能)	昭. 55. 4. 7	安芸市井ノローノ宮 一ノ宮神社 一ノ宮万才保存会
市	入河内獅子舞		無形民俗文化財(民俗芸能)	昭. 55. 4. 7	安芸市入河内 船岡神社 入河内獅子舞保存会

指定 区分	名称	員数	種別	指定年月日	所在地及び所有者
市	木造阿弥陀如来立像	1 体	有形文化財(彫刻)	昭. 60. 4. 12	安芸市本町 1 丁目 1—21 妙山寺
市	川北文書	1,562 通	有形文化財(古文書)	平. 3. 4. 26	安芸市矢ノ丸 3 丁目 12—29 安芸市教育委員会(安芸市民図書館)
市	戸長役場文書	2,242 通	有形文化財(古文書)	平. 5. 7. 15	//
市	五藤家伝来美術工芸品	27 点	有形文化財(工芸品)	平. 5. 7. 15	安芸市土居 953—イ 安芸市立歴史民俗資料館
市	仁井田神社 「懇親会席上演説絵馬」	1 点	有形文化財(絵画)	平. 28. 5. 27	安芸市栃ノ木 仁井田神社
市	住吉神社鰐口	2 点	有形文化財(工芸品)	平. 28. 5. 27	安芸市土居 953—イ 安芸市立歴史民俗資料館

出典：安芸市文化財保護条例

表 3-30 国登録有形文化財

名称	物件数	登録年月日	所在地
畠中家住宅(野良時計)	2	平. 8. 12. 20	安芸市土居 638—4
陽和工房 登窯	1	平. 16. 6. 9	安芸市井ノ口乙 3472
野村典男家住宅	1	平. 17. 7. 12	安芸市土居 989
寺村徳夫家住宅	5	//	安芸市土居 993—1
野村隆男家住宅	7	//	安芸市土居 994 安芸市
森澤家住宅	13	平. 17. 11. 10	安芸市土居 559
杉本家住宅	3	平. 19. 7. 31	安芸市本町 2 丁目 4—3
五藤家住宅	7	平. 20. 3. 7	安芸市土居 955 安芸市
岩崎家住宅	7	平. 22. 4. 28	安芸市井ノ口甲 1696
畠中家住宅	9	//	安芸市土居 633
前田家住宅	2	平. 25. 6. 21	安芸市本町 5 丁目 1736—8

出典：安芸市文化財保護条例

表 3-31 国重要伝統的建造物群保存地区

名称	面積	選定年月日	所在地及び所有者
安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区	9.2h	平. 24. 7. 9	安芸市土居廓中

出典：安芸市文化財保護条例

3.1.10 環境

概 要

- ・二酸化炭素排出量は、電気の使用によるものが全体の 84.2%、農業・漁業などに使われる A 重油（JIS K 2205、1 種）7.0%、ガソリン 3.9%

安芸市の事務・事業における基準年度（平成 25 年度）の二酸化炭素排出量は、4,206,941kg-CO₂ となっています。

基準年度の二酸化炭素排出量を要因別に見ると、電気の使用によるものが全体の 84.2%を占め、次いで A 重油（JIS K 2205、1 種）の使用が 7.0%、ガソリンの使用が 3.9%となっています。

※A 重油：中小工場のボイラー用、ビル暖房用、小型船舶用ディーゼルエンジン用、ビニールハウス暖房用燃料など農業、漁業用として使用されている。

表 3-32 基準年度（平成 25 年度）の二酸化炭素排出量

項 目		単位	使用量	排出係数	排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
燃 料 使 用 量	ガソリン	ℓ	71,233.4	2.32	165,261	3.9
	灯油	ℓ	41,855.4	2.49	104,220	2.5
	軽油	ℓ	21,173.7	2.58	54,628	1.3
	A重油	ℓ	108,908.0	2.71	295,141	7.0
	LPG	m ³	7,881.2	5.97	47,051	1.1
電気使用量 (一般電気事業者供給分)		kWh	5,175,212.0	0.656	3,394,939	84.2
電気使用量 (特定規模電気事業者供給分)		kWh	341,221.0	0.427	145,701	
計					4,206,941	100.0

出典：安芸市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】平成 27 年度～31 年度(平成 27 年 3 月)

項 目	排出量 (kg-CO ₂)	割合
電気の使用	3,540,640	84.2%
A重油の使用	295,141	7.0%
ガソリンの使用	165,261	3.9%
灯油の使用	104,220	2.5%
軽油の使用	54,628	1.3%
LPGの使用	47,051	1.1%

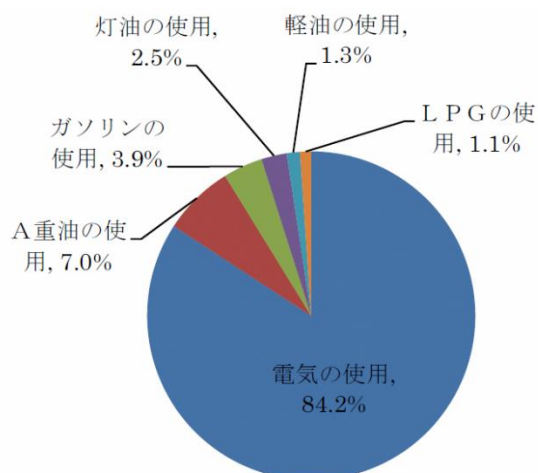


図 3-43 要因別二酸化炭素排出量の割合

出典：安芸市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】平成 27 年度～31 年度(平成 27 年 3 月)

3.1.11 財政

概要

- 直近 10 年間の財政力指数も 0.29 と自主財源が乏しい構造
- 施設整備等に係る公債費が大きく、義務的経費(人件費+扶助費+公債費)が財政を圧迫し、社会保障関係経費である扶助費が増加するなど依然として予断を許さない状況
- 大規模改修の目安とされる築 30 年が経過している施設の総延床面積に占める割合は 57.2%

(1) 財政

① 歳入決算額の推移

歳入は、依存財源が7割以上を占めており、市税収入も横ばいで、直近 10 年間の財政力指数も 0.29 と自主財源が乏しい構造にあります。

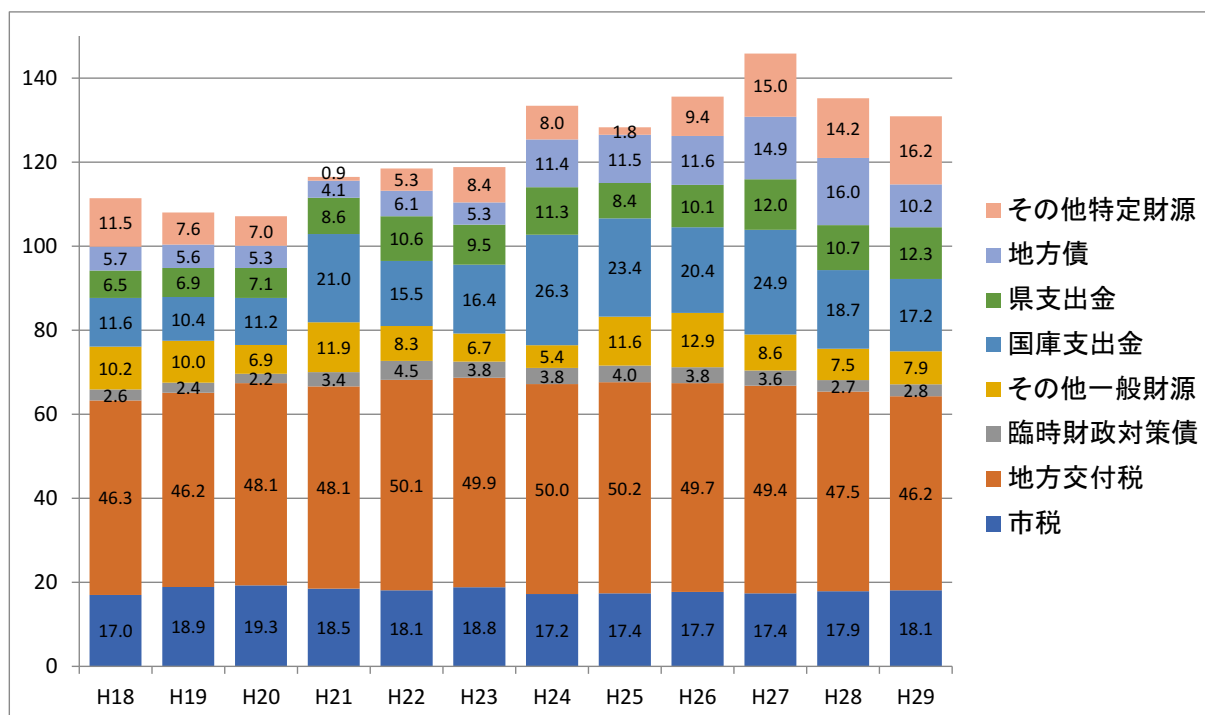


図 3-44 歳入決算額の推移

出典：安芸市資料

② 歳出決算額の推移

歳出は、過去の施設整備等に係る市債の返済である公債費が占める割合が大きく、義務的経費（人件費+扶助費+公債費）が財政を圧迫していました。近年は公債費が圧縮されましたが、社会保障関係経費である扶助費が増加するなど依然として予断を許さない状況です。

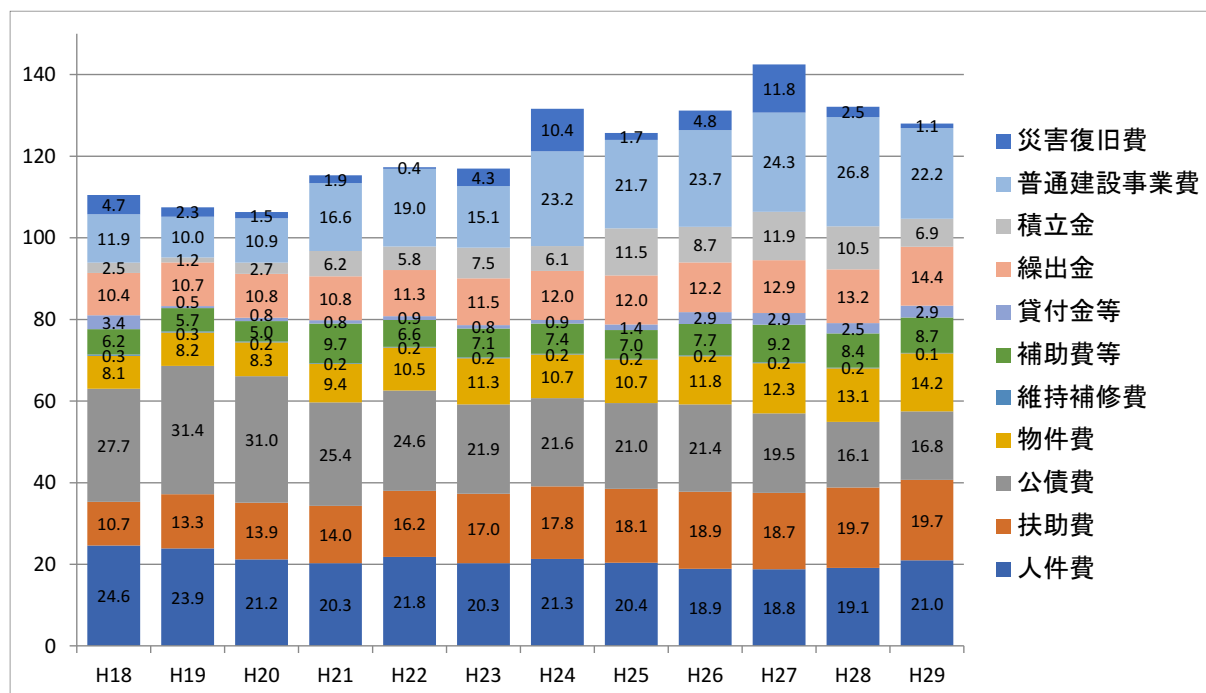


図 3-45 歳出決算額の推移

出典：安芸市資料

(2) 公共施設（建物）の大分類別整備年度

昭和 50 年代から平成のはじめにかけて多くの施設整備が進められてきており、大規模改修の目安とされる築 30 年が経過している施設は、160,651.10 m²のうち 91,909.04 m²であり、総延床面積に占める割合は 57.2%となっています。

特に、大きな割合を占めている学校教育系施設の約 9 割、公営住宅の約 6 割が築 30 年経過しており、老朽化してきている施設等の今後の在り方について検討し、更新・長寿命化・修繕等を計画的に推進する必要があります。

- ・昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた建物のうち、保育所（染井保育所を除く）と学校については耐震対策を 100%実施
- ・公民館・集会所は、耐震化が必要な施設について順次耐震対策を実施
- ・公営住宅は、耐用年数を経過した建物や耐震性の低い住宅で耐震化が困難なものは建替、耐用年数が残っており、耐震化が可能なものについては、順次対策を実施
- ・市役所東庁舎と市民会館、図書館は、耐震対策と合わせて老朽化対策が必要な施設

建設後30年以上が経過した施設(H28年度末時点)
57.2% (160,651.10 m²のうち 91,909.04 m²)

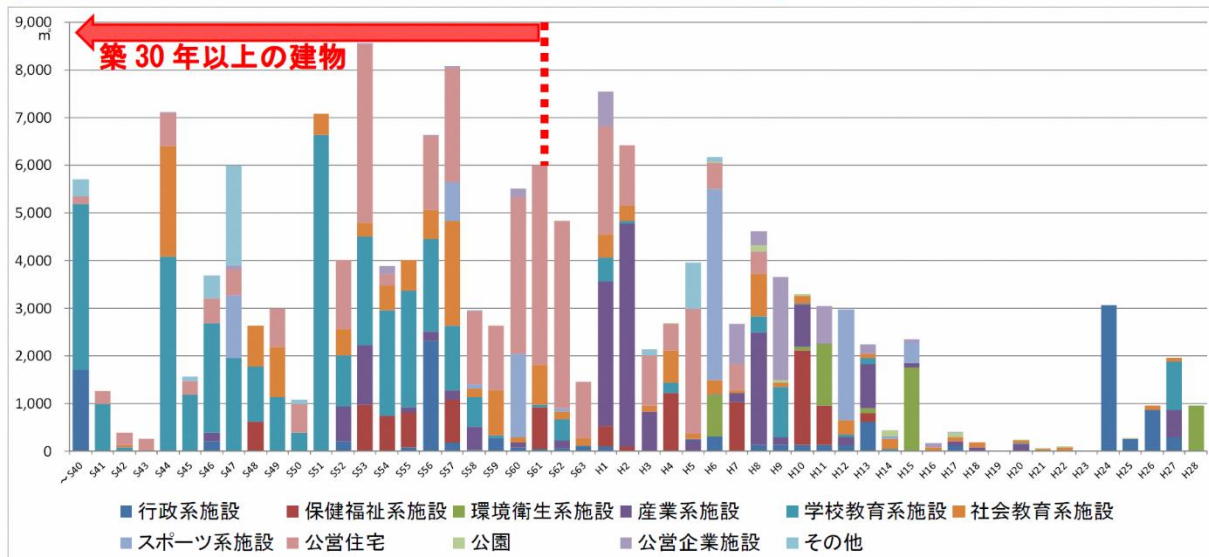


図 3-46 公共施設（建物）の大分類別整備年度

出典：安芸市公共施設等総合管理計画（平成28年12月 安芸市）

3.2 課題

3.2.1 時代の潮流

■少子高齢化、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの重要性

- ・全国、県のみならず、東部圏域においても、少子高齢化の傾向が続くことが予測されています。子育て世代や高齢者などの就業環境や居住環境の整備・充実を図るまちづくりが重要となっています。

■東日本大震災や豪雨災害等を教訓とした災害に強いまちづくりの重要性

- ・平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 25 年 9 月の台風 18 号による豪雨災害などを契機として、防災や減災に対する意識が変化してきました。これら自然災害に対し、安全・安心な居住環境を確保するため、ハードとソフトを織り交ぜた多重的な対策を講じるなど、災害に強いまちづくりが重要となっています。

■豊かな地域資源や歴史・文化環境を生かした地域活性化の重要性

- ・平成 20 年 10 月に国土交通省の外局として観光庁が発足。日本の重要な政策の柱に観光が位置付けられ、我が国の「観光立国」の推進体制が強化されました。
- ・本圏域には魅力的な自然資源や歴史・文化資源などの定期的な往訪が楽しめる観光スポットが多数存在しており、これらを活かした観光施策の展開が重要となっています。

3.2.2 法令等の変化

安芸市都市計画マスタープランが策定された平成 14 年 3 月以降、都市計画制度等の改正は以下のとおり行われています。

平成 14 年 建築基準法等の一部を改正する法律
○都市計画の提案制度の創設 ○地区計画制度の拡充 ○用途地域における容積率等の選択肢の拡充
平成 16 年 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による都市計画法の一部改正
・美観地区の廃止、景観地区の追加
平成 18 年 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律
○大規模集客施設が立地可能な用途地域の見直し

- 非線引き白地地域での大規模集客施設の立地規制
- 新たな地区計画制度の創設
- 準都市計画区域制度の拡充
- 都市計画提案権者の範囲の拡大、広域調整手続きの充実
- 開発許可制度の見直し

平成 20 年 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による都市計画法の一部改正

- ・地区計画に歴史的風致維持向上地区計画の追加

平成 23 年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

- 都市計画決定等に対する都道府県知事の関与の変更
- ・地域地区や都市施設に係る都市計画決定の基礎自治体への権限移譲

平成 24 年 都市の低炭素化の促進に関する法律

- ・コンパクトなまちづくりを進めることで、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展につなげていくことを目的に制定

平成 25 年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

- ・都市計画決定後の国土交通大臣への図書の送付の廃止

平成 26 年 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

- ・都市再生特別措置法の改正・施行により、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設（立地適正化計画の作成、都市機能誘導区域・居住誘導区域の記載など）

平成 26 年 「小さな拠点の形成」が我が国の施策の柱の一つとして位置づけ

- ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、「小さな拠点の形成(集落生活圏の維持)」が施策の柱として位置づけ

平成 28 年 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

- ・低未利用土地における都市再生整備事業の規模要件を 500 m²以上に緩和など
- ・市街地再開発事業の施行要件の見直し、住宅団地の建て替えに 2/3 合意での事業推進など

3.2.3 安芸市都市づくりの課題

(1) 少子高齢化、人口減少の進行

平成 27 年国勢調査において、我が国の人口は大正 9 年の調査開始以来、初めて減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も全国的に少子高齢化、人口減少が進行する見込みです。

安芸市においても同様に人口減少が進み、地域の活力が低下するおそれがあります。特に、生産年齢人口の減少により、労働力人口の減少(担い手不足)や消費意欲の低下、消費者数の減少によるサービスの過剰化(需給バランスの不均衡)を招き、経済成長の鈍化や消費市場の縮小が懸念されます。

(2) 中心市街地部のスポンジ化や未利用地の増加

市街地中心部では低・未利用地が点在しています。DID 地区の人口密度は減少傾向にあり、空家や空店舗が増加し、低未利用地が残されており、活力の低下が生じています。

今後は、阿南安芸自動車道の整備及び I.C.の設置が進められる一方で、中心市街地との連携や日常生活に必要な都市機能を高める都市づくりが必要となります。

(3) 高速交通網の拡充と公共交通による移動の円滑化

安芸市では、阿南安芸自動車道の整備及び I.C.の設置といった高速交通ネットワークの充実により、環境・生活基盤の充実を図っているところです。

今後は、安芸市の新たな玄関口として、また、東部圏域の圏域拠点として、商業系や住居系の都市的土地利用を推進することで、さらなる発展が期待されます。

また、高齢者の増加や中山間地における交通弱者や買い物弱者などのさらなる増加が推測されることにより、バリアフリーや公共交通機関のニーズの高まりなどが予測されます。安芸市は狭小道路があるものの、一定の公共交通網は整備されており、ヒトやモノの移動の多くを自動車交通に依存しています。このため、公共交通を充実することにより拠点間の連携を強化し、誰もが安全で安心に移動できる都市づくりが課題となっています。

持続可能な交通を確保するためには、幹線交通と支線交通を充実するなど、地域特性に応じた多様な交通手段を組み合わせ、最適な公共交通網を形成することが課題となっています。

(4) 新たな広域交流拠点・産業基盤の創出

阿南安芸自動車道の整備及び I.C.の設置といった高速交通ネットワークの充実により東部圏域の広域的な連携が強化されます。また、市役所移転、学校統合などの拠点が形成されます。このため、観光や物流などの新たな産業基盤の構築や交流拠点の形成による活力ある都市づくりが課題となっています。

(5) 地域の防災の強化・自然災害への備え

近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されています。

安芸市は、「地域における住民の生命、身体及び財産を災害から護り、土地の保全と、市民生活の安全を確保する」（安芸市地域防災計画）を目的として、地域の防災に取り組んでいるところです。また、災害などにおける都市の安全を確保し、市民が安心して暮らせることが求められています。

今後は、発生しうる地震・津波・台風・豪雨災害や、土砂災害など自然災害を想定しながら、防災・減災対策を図る必要があります。また、避難対策の推進など災害に強い都市構造の構築が必要です。また、日常生活において安全安心を確保する都市づくりに早急に取り組むことが必要です。

(6) 地域の魅力を活かした都市づくり

自然豊かな山地や安芸川などの自然環境、数多くの文化財、神社仏閣などの地域資源を保全・活用し、人と自然環境や地域資源が共生する都市づくりが課題となっています。また、安芸市に固有の観光資源をつなぎ合わせ、観光の振興を図り、魅力ある都市づくりが課題となっています。

人口減少が進行する中、魅力や強みを活かした都市づくりを進め、定住人口の確保や交流人口を増加させることが課題となっています。

(7) 環境にやさしい都市づくり

安芸市では急激な環境圧力が高まる可能性は低いものの、節電などの取組を進めるとともに、エネルギー自給率の向上、安定的なエネルギー供給、温室効果ガスの排出量削減などの観点から、バスなど公共交通の利用促進を図り、地球温暖化やエネルギー需給の変化など地球規模での環境問題に対応した、持続可能で環境にも優しいエコな都市づくりが課題となっています。

(8) 公共施設などの老朽化対策

安芸市においては、少子高齢化の影響により、財政面で税収が減少する反面、社会保障費の増大が予測されます。また、昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備してきた公共施設が、今後、更新時期を迎えます。

今後は、人口構造の変化に伴い、公共施設などの複合化や統廃合による規模及び配置の適正化を図ることが重要になります。また、公共施設などの老朽化に対しては、適切な大規模修繕や更新を実施し、安全と機能性を確保していくことが課題となっています。

(9) 健康長寿の都市づくり

安芸市は、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構想の実現に取り組んでいます。

今後も安芸市が進めている「みんなで高齢者等を見守る安全安心な『やさしいまち』」を引き続き継承し、すべての人にやさしい健康長寿のまちづくりを図る必要があります。

3.2.4 都市づくりの施策の評価

これまでの都市計画マスタープランに基づき進められた施策の到達点について評価を行う。

平成 14 年 3 月都市計画マスタープランの施策は 117 施策（当初 116 施策であるが、今回調査で新たな施策を 1 項目追加）あり、達成状況は「完了」が 9.4%、「実施中（継続）」が 53.0%、「未実施・中止」が 17.9%、「新規展開（完了あるいは継続から、新規展開へと移行）」が 19.7% となっています。

総合計	都 マ	総 計	都市マス評価				総合計画 評価		
			完了	実施中 (継続)	未実施・ 中止	新規展開	完了	実施中 (継続)	未実施・ 中止
	117	83	9.4%	53.0%	17.9%	19.7%	2.4%	97.6%	0.0%
			合計			100.0%	合計		100.0%

3.3 市民意識調査結果

安芸市都市計画マスタープランの改定にあたり、市民のまちづくりに対するニーズやご意見を把握し、計画づくりの参考とすることを目的に実施しました。

【調査概要】

①調査主体

- ・安芸市 建設課 自動車道推進室

②調査対象

- ・安芸市民 2,000 人（20 歳代～70 歳代の男女）
- ・抽出方法：住民基本台帳をもとに無作為抽出
※ただし、現状の地区別人口規模等を踏まえたバランスでの抽出

③調査方法

- ・郵送配布・郵送回収（無記名）

④調査時期

- ・平成 30 年 11 月初旬発送→11 月末返信〆切（3 週間程度）

※策定委員会で実施方針や調査概要を諮った上で実施

⑤調査項目

- 問 1：回答者属性（1-1.性別、1-2.年齢、1-3.職業、1-4.家族構成、1-5.居住地区、1-6.居住歴）
- 問 2：居住地域での暮らしについて（2-1～3.継続居住意向、2-4.暮らしに関する項目別の満足度）
- 問 3：日常動向（3-1.買物場所、会合・飲食場所、通院場所、余暇を過ごす場所）
- 問 4：重点まちづくり分野の重視事項
- 問 5：都市施設別の重視事項（5-1.道路・交通整備、5-2.公園・緑地整備、5-3.河川・水路整備）
- 問 6：まちづくり・土地利用分野別の重視事項（6-1.地域の活性化、6-2.森林や農地等の保全、6-3.歴史・文化・景観まちづくり、6-4.企業誘致、6-5.ＩＣ周辺まちづくり）
- 問 7：防災・減災まちづくりの重視事項
- 問 8：まちの将来像
- 問 9：まちづくりの進め方・参加意向（9-1.まちづくりの進め方、9-2.まちづくり参加意向）
- 問 10：自由意見

⑥回収状況

- ・回収結果：755 通（回収率 37.8%）

概 要

■定住意向

- ・約 76%の方が定住意向を示しています。理由は「家や土地があるから」約 42%、「地域や人に愛着があるから」が約 15%を占めます。
- ・「ずっと安芸市で住み続けたい」の割合は年齢が高いほど多くなっています。

■転出意向

- ・理由は「余暇・趣味が楽しみにくい」約 20%、「日常生活が不便だから」が約 16%です。

■暮らしの満足度（各 40%以上）

- ・満足：「まちなみ・周辺環境」「通勤・通学の利便性」「日常の買い物」「医療・福祉関連施設の利用しやすさ」「公民館・集会場の利用しやすさ」「犯罪の安全性」「地域コミュニティ」
- ・不満：「公共交通（鉄道・バス）の利用しやすさ」「スポーツ・レクリエーション施設」「地震・水害の安全性」
- ・暮らし全般にわたって、概ね中山間部で不満の割合が高くなっています。
- ・地震や水害に対する安全性については、5 割強の割合が不満としています。地域別では、山間部、河川沿川地域に不満があります。

■日常生活動向

- ・買い物：1 位「安芸市中心市街地」（約 69%）が突出
- ・会合・飲食：1 位「安芸市中心市街地」（約 46%）
- ・通院：1 位「安芸市中心市街地」（約 69%）と突出
- ・余暇：1 位「安芸市中心市街地」（約 28%）、2 位「市外（高知市）」（約 28%）、3 位「近所（地区内）」（約 20%）といずれも低い
- ・若年層ほど市外での買い物、飲食、遊びの割合が高く、高齢者層ほど市内での活動の割合が高くなっています。

■重点的にまちづくりを進めるべき分野

- 1 位「道路の整備」（約 36%）
- 2 位「中心市街地の活性化・商業振興」（約 32%）
- 3 位「防災・減災まちづくり」（約 15%） 以上で 8 割強
- ・地域別では、市街地部で「中心市街地の活性化・商業振興」の占める割合が高くなっています。

■まちの将来像

- 1 位「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」（約 25%）
- 2 位「災害に強い安全なまち」（約 14%）
- 3 位「自然豊かな環境に恵まれたまち」（約 11%）

■まちづくりへの参加意向

- ・進め方：1 位「地域住民と行政がお互いに協働しながらまちづくりを進める」（約 54%）が大半を占め、協働の姿勢が多い
- ・参加意向：1 位「自分から進んではやらないが、協力を求められれば参加する」（約 58%）、2 位「自分は参加しないが、行政や地元の熱心な人にまかせたい」（約 24%）で 8 割強を占める